

御明神演習林「施業案説明書」(1907年)*

泉 桂子*・佐々木一也**

The First Forest Management Plan at Iwate University Forest in Omyojin in 1907

Keiko IZUMI* and Kazuya SASAKI**

I 解 題

岩手大学農学部附属御明神演習林(以下、「御明神演習林」)は、明治38(1905)年に設置された。現在まで100年以上の経営実績を持っている。我が国最初の大学演習林である東京大学農学部附属千葉演習林は明治27(1894)年に設置されている。これと比べても、明治30年代という極めて早い時期に御明神演習林が設置されていることは特筆すべきである。奥山(1999)は戦前期の我が国における演習林設置の動きについて「高等農林学校は(中略)我が国林学教育に重要な役割を果たしていたが、演習林の設置については帝国大学より厳しい条件におかれていた。その中で1902(明治35)年開校の盛岡高等農林学校(現在の岩手大学)と1906(明治39)年開校の鹿児島高等農林学校の先発2校は、比較的まとまった面積の演習林を確保していた」(160p)と述べている。

澤口(2002)によれば、御明神演習林は近世南部藩の御料林であり、明治17年官民有区分により国有林となった。「明治38年に農商務省より赤沢山国有林170万坪(台帳面積)の保管転換を受けて」設置されたもので、「その範囲は現在の一林班から第一〇林班である」(274p)。現在の御明神演習林の面積は1,040haである。

さらに同資料は明治38~大正9(1905~1920)年を御明神演習林の「準備期」と位置づけ、次のように述べている。やや長いが引用しておく。

Received February 1, 2007

Accept February 13, 2008

* 独立行政法人森林総合研究所東北支所(現都留文科大学社会学科)

** 岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター

本研究は平成17年度文部科学省科学研究費補助金「森林資源勘定による水源林の次世代型管理手法・政策の評価—東北地方を対象として—」の一部として行った。

「施業は学校用資材(主として薪炭)の生産とともに始まった。当初は森林の利用面が先行して、一定の施業方針もなく無規制に行われていた。このために学術的並びに経営事務上施業方針の確立が要請されるに至った。林学の学生実習として、森林測量、森林区画、そして施業案編成がされ、それらに基づいて林道開設、防火、防畜用土塁の構築などが学生実習を兼ねながら進められ、保護管理体制の充実が図られた。施業の基本方針は法正林思想に立脚することとして、演習林の利用を永遠に継続し、学校収入の財源とすることはもちろん、学術実践に万違漏のないことを期するという見解がとられ、これに伴う一定の事業費を投じることとされた。伐期齢は矮林四十年、喬林八十年と定められた」(275p)(1)。これによれば「準備期」においても「施業案」(森林経営計画)が編まれていたようである。

筆者らは御明神演習林設置間もない明治40(1907)年に学生らによって編成された同演習林の経営計画案を発掘することができたため、ここに公開することとした。

御明神演習林の施業計画は昭和50(1975)年から10年ごと、平成7(1995)年から5年ごとに立てられている。筆者らの調査によれば、戦前期の御明神演習林経営計画として体系立った資料は現存しなかった。敗戦直後の混乱の中で散逸してしまったものも多いと推察される。しかし、学生実習によりとりまとめられた経営計画案が現存している。学生実習資料を公開対象とするには議論があろう。しかし、その内容は正式な経営計画にも劣らないほど豊富である。

やや脇道にそれるが当演習林の東北約20キロに位置する小岩井農場の所有山林(当時の面積2,195町歩)に対し、盛岡高等農林林学科の学生と同植村恒三郎教授が大正8, 9(1919, 1920)年に詳細な森林調査を行っている。この結果は『小岩井農場森林価査定説明書』としてまとめられ、当時の同農場森林経営に決定的ともいえる役割を果たした(下田, 1999:196-197)。このことから、当時の盛岡高等農林林学科学生の森林調査及びそのとりまとめにかかわる能力のほどは推し量ることができる。

学生実習による経営計画の一例を表-Aに示した。資料1、2は同時期に作成されたものであり、その内容もほぼ同様であるが保存状態等を勘案し、資料1『岩手県岩手郡御明神村盛岡高等農林学校演習林施業案説明書』(以下「施業案説明書」)を公開対象とした。表紙を図-1(後述96p)に、附属地図を図-2(同97p)に示す。当時既に演習林の詳細な測量が行われていたことが分かる。

本資料には、演習林の沿革についての詳細な記述のみならず、明治時代の気象、造林方法、木材価格、演習林経営の収支などの貴重なデータも掲載されている。本資料を御明神演習林を利用する方々に広く活用していただければ幸いである。

II 資料の要約 一特に森林経理方式に着目して

筆者らは特に森林経営の沿革への興味から上記の公開をすすめてきた。ここで「施業案説明

表一A. 明治期に作成された御明神演習林経営計画一覧

番号	資料の名称	編成年	編成者	章立て
1	岩手県岩手郡御明神村盛岡高等農林学校演習林施業 按説明書	1907年8月	第5組	8章
2	本校演習林施業按説明書	1907年8月	第3組	9章
3	盛岡高等農林学校御明神演習林施業案説明書	1908年10月	林学科3年第2組	12章
4	盛岡高等農林学校御明神演習林施業案説明書	1909年8月	第1組	10章
5	盛岡高等農林学校演習林施業按説明書	1909年8月	第2組	10章
6	盛岡高等農林学校演習林施業按説明書	1909年8月	第4組	10章
7	盛岡高等農林学校演習林赤澤山事業區施業案説書	1910年8月	第參組	9章
8	盛岡高等農林学校御明神演習林施業案説明書	1911年8月	第?組(判読不能)	11章

注1) 表紙が脱落しており、作成年、作成者の不明なものは除いた。

注2) すべて様式はカタカナ・縦書きで手書きにより、保管場所は御明神演習林である。

書」で提案された森林経営の内容と森林経理方式について簡単に整理しておく。公文書ではなく学生実習によって編まれたものと考えられるため、正式な計画ではない。ただ当時の高等農林の演習林経営に対する姿勢を知るに有用と考えられるため、ここに概略を示す。

1. 演習林経営の基本姿勢—徹底した法正林・喬林主義—

筒井(1978)は明治期の国有林経営について「経営の方針と計画を立てる際の理論的拠り所となったのが『法正林』思想であった。法正林の考え方は(中略)かたくなまでの強固さをもって国有林野の経営を律していった。入会などの住民利用を強力に排除してまで求めつづけた技術主義的純化の貫徹がその後の国有林野の体質を形成していった」(p17)と述べている。

「施業案説明書」もこの点は共通しており、住民利用の排除、拡大造林による針葉樹人工林の造成、将来的には法正林の実現を基調としている。

例えば住民による森林利用については「旧藩時ニ於テハ副産物ノ採取ハ無料ニテ自由ニ芟採シタルモ(中略)明治八年官私区分調査以来大部分官林トナリシ(中略)地下民村ハ旧来ノ習慣ニヨリ随意入林伐木スルヲ毫モ異トセサリシ(中略)林区署ノ設置以来監督ノ稍厳トナルニ従ヒ盜伐者ハ夫々処分セラル、」(第二章三)と述べているように、「盗伐」とみている。しかし「盗伐」の現実には「当地ノ如キハ冬期嚴寒ニシテ薪材ノ需用多キニ反シ個人ノ民有林ハ実ニ僅少ナルヲ以テ多年ノ習慣ヲ脱セサル村民ハ盜伐〇〇〔2字不明〕ノ傾向アリ」(第二章三)であり、生きていくためのやむを得ない選択であった。また住民による草地利用について「國有林所属當時ハ従来ノ慣習上(中略)地元人民ニ下草採取ヲ許可セリ然レトモ(中略)本校演習林トシテ下附セラレテヨリ此等採取權ハ解除サル」(第二章三)状態にあり、住民の困惑は少なくなかったと想起される。演習林はこのような住民を「有利ナル副業アルニアラサレバ職業ヲ得ルノ途ナキヲ以テ賃金モ亦比較的底廉ナルモヨク森林労働ニ従事スル傾向アルガ故ニ柱樹伐木等ノ事業ニ使役スルニハ好都合ナリ」(第二章三)「地元村民ハ其性質淳朴ニシテ労役ヲ嫌ハズ且ツ賃銀低廉ナルヲ以テ林業労働者トシテ適當ナリ」(第一章)として労働力の対象と見ていたのである。

また現在の林相を「甚ダ錯雑不法正ナル」(第一章)、あるいは「針葉闊葉ノ不規則ナル混淆ニシテ樹齡一定セズ平均林齡ノ不秩序ナル林木配列セル不法正ノ森林ナル」(第四章)として改良の対象に据えている。このような森林であっても「目下收利ヲ度外シ置ケ専永遠ノ收利ニ着眼シ林相ノ整理ヲ勉メ管理経営其宜シキヲ得バ幾十年ナラズシテ美林ヲ生スル」(第九章、傍点泉)というのが当時の学生及びその教育者の考えであった。

2. 施業区画と森林の状況

事業区総面積792.64町歩に10の林班、その中に40の小班を設けた。一小班あたりの平均面積は19.68町歩である(今回対応する地図を発掘できなかつたため、詳細については不明である)。

当時の林相は「峯筋ノ羅漢柏及一ニノ個所ニ群生セシル杉並ニ赤松林ヲ除キテハ極メテ多数ノ樹種ヨリナル雑木林ニシテ此中ナラ、ブナノ如キ其大ナルモノニ至テハ年齢既ニ数百ヲ算シ直径二尺ヲ越ユルモノ少ナカラズ稀ニ又一間ニ達スルモノ所々ニ点在」(地況林況二)していた。大径木を有する広葉樹天然林が主体であった。雑木林548町歩(総面積の67.8%)、ヒバ林153町歩(同19%)、アカマツ林11町歩(同14%)、スギ林20町歩(2.5%)であったという。未立木地は演習林内に34町歩あった。

3. 作業級

植栽樹種はアカマツ及びスギの2種である。スギは事業区奥半部500町歩に、アカマツは事業区前半300町歩に植栽することとした。その選定理由は自然条件に合致していることと、木材価格が比較的高いことによるものである。未立木地への造林及び「不整ナル雑木」の伐採跡地にアカマツ及びスギの喬林作業を行うとし、アカマツ喬林作業285町歩、スギ喬林作業439町歩である。

4. 輪伐期

輪伐期はスギが100年、アカマツが70年である。両樹種ともに工芸的伐期齢と土地純収益最大の伐期齢(当時は「財政的伐期齢」と呼ばれた)を勘案して定められた。アカマツの場合、7寸から尺角材の生産を視野としており、大径材指向が見られる。

5. 整理方法

「施業案説明書」は次のような整理方法を採用している。

整理期は40年とする。法正林実現のためには整理期を短縮することが望ましいが、材積の犠牲をなるべく少なくするためこの期間とした。

整理期間中はまず無立木地への造林を第1施業期間に行い、年々20町歩の広葉樹林を伐採して収入を得る。整理期間終了後は新植地(スギ及びアカマツ)の皆伐収穫を得られるだろうと予測している。

収穫規整法は面積平分法に重きを置きつつも材積平分法との折衷法とした。

6. 造林方法

新植の時期は4月中旬から下旬の20日間であり、スギ・アカマツともに5尺方形植えである。

補植は植栽翌年1回、補植率はスギ15%、アカマツ10%の予定であった。手入れは植栽後1, 2, 4, 6, 9年後に行う(詳細は不明)予定であった。

7. 管理費

収支見込みによれば収入はすべて広葉樹(薪炭材)売り払いによるもので54.7円、支出はすべて造林費(苗木代・新植費・補植費・手入費)で27.52円であった。

III 表記にあたってのルール

できるだけ原文を尊重し、原文で用いられた字を用いた。ただしワープロで出力できない旧字・俗字は印刷の便を考慮して異体字とした。合字はカタカナに分解して示している。本文中の表については、その箇所に示してある。「堅」は「墅」と改めた。

原文の誤りと思われる部分は [] により筆者らの見解を示してある。

謝 辞

煩雑さわまりない本稿の入力作業は佐藤智見君(当時、岩手県立大学総合政策学部在学)が担当してくださいました。また本稿のとりまとめにあたりましては、岩手大学農学部 岡田秀二教授、同澤口勇雄教授、同比屋根哲教授、(社)東北地域環境計画研究会 下田一氏より貴重なご助言をいただきました。ここに深く感謝の意を表します。

本研究は平成17年度文部科学省科学研究費補助金「森林資源勘定による水源林の次世代型管理手法・政策の評価—東北地方を対象として—」を受けて行われた。

引用文献

- 奥山洋一郎(1999)戦前期における東京大学演習林をめぐる縮小論議—国有財産整理事業における東大の対応—。東京大学農学部附属演習林報告102: pp151-201
- 澤口勇雄(2002)附属演習林(岩手大学農学部百年史編集委員会編「岩手大学農学部百年史」), 273-291, 岩手大学農学部, 岩手。
- 下田一(1999)小岩井農場山林部門の百年。745pp. 岩手
- 筒井迪夫(1978)日本林政史研究序説。228pp. 東京大学出版会, 東京。

- (1) 原典の誤字は、次の文献にならって修正した。著者不詳(2006)御明神演習林の沿革—『岩手大学農学部百年史』から抜粋、加筆—。岩手大学農学部演習林報告 御明神演習林開設100周年記念特別号: pp51-56。

目次

第壹章	総論	65
第二章	参考事項	65
	森林行政ニ関スル事項	
	一、維新前ノ林政 (旧南部藩林政取調書抜萃)	65
	(一) 沿革	65
	(二) 官私山区分及山法ノ畧	65
	官山	66
	御留山	66
	私山	66
	御取分山	66
	御忠信植立山	66
	高ノ目林	66
	居久根林	66
	宅地木	66
	寺社木	66
	運上山	66
	(三) 山林監守ニ関スル項目	67
	地方代官	67
	山奉行	67
	山林方	67
	植立吟味役	67
	植立奉行	67
	春木奉行	67
	山守	67
	山肝煎山古人	67
	(四) 山守給料	67
	(五) 巡視檢察手續	67
	(六) 旧藩山林犯罪逮捕告訴ノ手續	68
	(七) 罪金及倍償法	68
	(八) 宥恕減免法	68
	(九) 救助法	68
	(一〇) 係官吏ノ罰則及責任	68
	(一一) 山林犯罪ノ種類及其処分	68
	打首	68
	蟄居	68
	遍塞	68
	追放	68
	上士預	69
	家禄取上	69
	取替	69
	閉門	69
	差扣	69
	遠慮	69
	(一二) 罰則	69
	鋸引	69
	磔	69
	獄門	69
	打首	70
	永牢	70
	追放	70
	(一三) 旧藩時山禁止令	70
	(一四) 保護林ノ事	70
	水目山	70
	魚隠林	70

	保護林伐木及跡地ノ整頓	70
	保護林取扱方手續	70
	保護林課税ノ有無	70
	(一五) 旧藩山林保護之部	70
二、	所有及所管上ノ沿革	70
	(一)、所有所ノ沿革	70
	(二)、所管上ノ沿革	71
	(三)、官地割渡ノ状況	71
三、	森林及治水ニ関スル法律施行ノ影響	71
四、	境界及ビ接続地ノ状況	72
五、	森林ニ対スル民情及地元人民山稼ノ状況	72
既住ノ収支ニ関スル事		72
一、	既住ノ収入	72
二、	支出	73
森林保護ニ関スル事		73
一、	森林犯罪其他ノ被害	73
	イ、森林犯罪件数	73
	ロ、犯罪事件簿	73
	ハ、犯罪事件報告書	73
二、	火入ニ就キ	73
三、	保護ニ関シテノ附記	74
施業制限ニ関スル事項		74
一、	賃借権地上権其他ノ諸件	74
	イ、賃借権	74
	ロ、地上権	74
	ハ、下草採取権	74
	ニ、放牧地	74
二、	除地	74
	イ、官舎	74
	ロ、地 _二	74
	三、砂防法ニヨル砂防設備地	74
四、	保安林	74
五、	入會林	74
六、	部分林	74
七、	其他	74
森林施業ニ関スル事項		74
一、	施業ノ沿革	74
二、	官行事業	75
森林經濟ニ関スル事項		75
一、	地方木材ノ供給	75
	(一)、幹材	75
	(二)、軸木	76
	(三)、薪材	76
	(四)、木炭	77
二、	交通ニ関スル状況	77
三、	木材代用品ノ影響	77
四、	農業工業鑛業トノ關係	77
	(一)、農業トノ關係	77
	(二)、鑛業トノ關係	78
	(三)、工業トノ關係	78
五、	主副産物販賣上ノ慣行特ニ地元人民特賣ノ關係	78
	(イ) 主副産物販賣上ノ關係	78
	(ロ) 地元人民特賣ノ慣行	78
六、	林産物ノ價格及運賃	81
	イ、山元代價	81

	七、労働者ノ需用供給、賃金及技能	83
	八、他ノ林業トノ関係	83
	気候	83
	地況及林況	84
	一、地況	84
	二、林況	86
	林道防火線及砂防工ニ関スル事項	87
	(一) 林道	87
	(二) 防火線	88
	(三) 砂防工	88
第三章	森林區劃	88
	一、事業区ノ總面積林班数小班ノ各面積並ニ區劃設計ノ理由	88
	(一) 事業区總面積	89
	(二) 林班数	89
	(三) 林班ノ各面積	89
	(四) 區劃設計理由	89
	二、小班ノ数及其平均面積	89
	(一) 小班数	89
	(二) 小班ノ面積	89
第四章	森林調査ノ方法	89
第五章	将来ノ施業方針	90
第六章	収獲予定ノ方法及其量	91
第七章	造林予定ノ方法造林面積及造林費概定額	92
	植栽	92
	補植	93
	手入	93
第八章	将来収支ノ見込	93
	施業期編入ノコト	94
第九章	結論	95

明治四十年八月

岩手縣岩手郡御明神村盛岡高等農林學校演習林施業案説明書

林学科第三年生第五組

第壹章 総論

本事業區ハ岩手縣岩手郡御明神村大字御明神ニ在リ以前ハ実測未済國有林ニシテ青森大林區盛岡小林區ノ管轄ニ屬セシガ明治參拾八年〔未確定のため空欄〕月ヨリ演習林トシテ盛岡高等農林學校ニ下附セラレシモノアリ其面積七百九拾貳町六反四畝三歩ニシテ一團地ヲナス位置ハ東經凡ソ百四拾一度四拾八分北緯三十九度四十二分ノ交点ヲ中心トシ北ハ御明神村村落ニ西ハ連山ニ依リテ秋田縣界ニ南ハ岩手郡御所村字鶯宿ニ東ハ同郡同村安庭及御明神村ニ境シ海拔高約七百尺ヨリ二千三百尺ニ至ル

本事業區ハ盛岡市ヲ去ル近キハ六里遠キハ八里ヲ隔ツト雖トモ北ニ秋田街道(縣道)ノ通ズルアリ中央ニ赤澤川ノ貫流スルアリ以テ水陸相俟ツテ交通運輸ノ便、シカリ不良ナリトイフニアラズ

地元村民ハ其性質淳朴ニシテ勞役ヲ嫌ハズ且ツ賃銀低廉ナルヲ以テ林業労働者トシテ適當ナリト認ム
 周囲測量ハ明治三十九年八月盛岡高等農林學校林学科第二年級生徒ノ行ヒタルモノ、森林區劃ハ全年全月全校全学科第三年級生徒ノ設定セシモノニヨリコレヲ定メタリ。
 後章林況ニ詳ナルガ如ク本事業區ノ林相ハ甚ダ錯雜不法正ナルガ故ニコレガ經濟的ノ經營ヲナサントスルハ頗ル困難ノ点アリト雖トモ吾人ハ幾分カ演習ノ意義ヲ酌量シテ本案ヲ編成シタルコトヲ茲ニ特記ス

第二章 参考事項

森林行政ニ關スル事項

一、維新前ノ林制(旧南部藩林政取調書抜萃)

(一) 沿革

山林取扱ノ事

惣山請木書上帳前ヨリ御預ケ被着置候へ共年曆相立入昆〔ママ〕雜モ有之候ニ付弘化三年惣山ハ勿論高ク同林御忠信並御分取分植立寺社境内御有姓共居根木其他此迄御帳外ニ相成居候諸木共吟味書上仰付候御帳座候ニ付御用材ヨリ小普請入用材木被下木等ニ至ル迄元剪場所申出候節ハ右書上帳へ引合セ吟味仕リ伺ヒノ通仰付候處ニテ山入待切手差出申候翌年ニ至リ一ヶ年分御切手山奉行ヨリ差出候節一官處限惣木数類寄ニシテ拂御証文取調へ相渡申候
 寺社境内木ノ内御用ニ入り候ハ前々元剪付ラレ候處天保ノ度社木ハ御用材御仕入ノ節剪取候間敷之旨御沙汰有之御差留相成申候事
 諸国元剪御証文ノ事
 右ハ御用木為御剪相成候節其度毎御切手出其後拂御証文御出被成候之レハ御証文相止メ一ヶ年限リ山奉行書上帳面差出候へバ御朱書御判御出可被候事

田名部

御山奉行

(二) 官私山区分及山法ノ畧

官山

是ハ從前江戸上下家敷内火災ニ罹ル等ノ非常ニ供ヘン
 為メ今云東閉伊郡古ノ如キ津出シ辨利ノ場所ニ之
 ヲ予備シ是ノ山ノ如キハ如何様ノ事故アルモ拂下ヲ成サルヲ例トス
 同留山ノ名称アルモ其場所ニヨリ拂下ヲナシタルコトナキニアラズ
 又旧城下ニ於テ敢テ要害ニ関セザル堤防地ヘ植立タル杉ノ如
 キハ留木ノ名称ナキモ城地ノ非常ニ供セリ又旧城下ヨリ以南
 函館街道並木松ノ如キハ特ニ其制嚴ニシテ使番ノ主
 任タリ是レ又同様非常ニ供セリ

同御留山

是レハ良材ニアラズト雖トモ自ラ薪炭ニ供ス可キ山ヲ盛岡近
 傍ニ置ケリ今ノ南岩手郡網取山北岩手郡丹藤山
 ノ如キ是レナリ之レハ凶歳ニ当レハ薪炭ノ費途ヲ償フニ暇ナキ
 場合ニ於テ士族及窮民ニ給與センガ為メニ之レヲ供ヘタリ

私山

此レハ何年何月何ノ誰ヨリ代價何程ヲ以テ買入レタル確証アルハ
 勿論例令其証ナキモ古来ヨリ誰ノ持山ト云ヘルヲ其ノ村ニテ
 信任スルヲ疑ハサルモノヨリ之レヲ私山トナス但シ此ノ私山ニ於テ
 ハ前条記述セシ御山帳ナル官山ノ調ベニ洩ルヲ以テ私山ノ証
 トナス

私山ノ内ニテモ松杉栗類全ク家屋建築ニ適用タル
 樹木ハ一般ニ剪取ルヲ許サズ但シ本文ノ如キハ私有木ヲ歴
 スル如シト雖トモ其制ヲ以テ非常ニ予備セシムルヲ要スレバナリ
 御取分山

此名称ノ成立所以ハ例バ何通何村字何町ニ於テ（地境ヲ
 明記ス）此坪何萬坪之ヲ拂ヒ何万本松何万本何々
 年中植立二分八分（二官八民）御取分ノ事ヲ願出アレバ
 代官山奉行ニ実地検査セシメ近傍村々ニ於テ差支ナキ
 トキハ其旨証書差出シメ之ヲ許スニ一時仮証文ヲ与ヘ悉皆
 植立済ヲ届出スレバ重役連書シタル山証文ヲ与フルヲ例トス
 之ノ植立木ヲ下枝剪取ハ山奉行ニテ聞届ケ元木剪取ハ
 出願ノ上許可スルヲ例トス

御忠信植立山

之レハ其所ノ篤志者ノ出願ニヨリ松杉等植立ツルヲ云フ
 （其場所差支ノ有無御取分山ニ全シ）数年ヲ経テ用材ニナル
 可キニ至レハ之ヲ賞スルニ身分ヲ引上ゲ又ハ帯刀ヲ御免シ或ハ
 紋服ヲ与フル如キアリタリ

高ノ目林

之レハ旧田畑ナルモ耕作ニ適セズ或ハ其地方山林ニ遠隔シテ
 不便ヲ来スアレバ其田畑ニ応シタル税金ヲ納メ然シテ其地ハ
 諸木ヲ植栽セシ名称ナリ

居久根林

此ハ邸宅ノ周圍ニ植立タル樹木ヲ云フ家屋建築等ノ故ヲ以テ
 伐木ヲ届出スルトキハ之レヲ許可ス

宅地木

之レハ伐木嚴ナラズト雖トモ高屋ヨリ高く生木シタルヲ剪
 ルトキハ盛岡ハ鑑札在ハ山奉行ニ届出ツルモノトス

寺社木

之レハ多クハ其社人其任職ニテ植立タルモノニテ官ニ於テ植立
 タルモノ少ナシ然レトモ其ノ成木ニ至リテハ私カニ伐木スルヲ許サズ
 寺社修繕ニ付キ願出スルトキハ許可スルヲ例トス

運上山

之レハ旧南部領田名部檜山ノ如キハ植立ヲ要セズ其剪
 取シタル木株ヨリ自然苗〔ママ〕芽スルヲ以テ無尺山ノ名アリ此上
 數二百八ヶ山ヲ八ヶ年ノ割合ニ五寸角ニ滿タザルハ剪取ヲ禁
 シ例令ハ本年ハ何山ヲ剪取可キ順ニ当レバ田名部山師

共ニ入札セシメ勝手司用人ニテ開札シ重役ノ認可
ヲ得ルヲ例トス田名部山法ト云フ一冊ニヨレバ其制些細ノ品
ニ至ルモ濫リニ檜材ヲ使用スルヲ許サズ尤モ伐木期節ハ
勿論皮剥ノ方法及ビ到底五寸角ニ充タザル桧ヲ切ラ
ザルヲ以テ要点トナス

(三) 山林監守ニ関スル項目

山村ヲ監守スル職員ノ組織ハ次ノ如シ

地方代官

之ハ盛岡近郷(上田通厨川通飯岡通通見、[ママ]前通、向
中野通)ノ外其地方ハ在勤ヲ命ジ其ノ地方山林ノ処分專
担スルニアラズト雖トモ山奉行ノ上席二位スルヲ以テ民家建築
等ニヨリテ民林ノ伐木ヲ願出スルトキハ山奉行ハ共ニ調査シ実地
相異ナキニ於テハ之ヲ許可シ届出スルノ権ヲ有ス
山奉行

之レハ盛岡近山(西山根奉行、東山根奉行)ノ外各地在勤
ヲ命シ其ノ担当スル地方ノ官山ヲ春秋見回ヲナシ其他伐木願
又ハ植立願ノ地所検査或ハ官有ノ伐木等アルトキハ臨時ニ
巡回ヲナスヲ例トス

山林方

之レハ勘定所ノ属役ニテ国中山林木数ヲ調査シ部ノ山林
ニ関スル全録ノ納出ヲ担当ス

植立吟味役

之レハ勘定所吏員ノ内ヨリ置キ植立奉行ノ事務ヲ檢
査ス中古之ノ役ヲ廢シタリ

植立奉行

之レハ植立及ビ種藝ノ篤志者ヲ撰任シ盛岡地方ハ勿論
近方ノ在々ニ至ル迄松杉栗等其樹木ニ適應ノ地ヲ見立テ
其村ニ於テ差支ナキヲ安檢シ其ノ現地ヲ具狀シ然シテ後着
手スルヲ例トス

春木奉行

此レハ川除負請奉行ヲモ兼務スルモノニシテ岩手郡根田茂
砂子沢、或ハ築川及ビ上米内辺ヨリ灌用ノ為メ剪出シ直木
ノ数ヲ査察シ運送ノ手續キヲナス高五尺横二間ニ積配リタル
モノヲ配木ト稱フ一配一貫文ニ買上クルヲ例トシタリ

山守

此レハ其村々ノ官林ヲ監護セシメ濫リニ伐木スルモノハ勿論人民
ニ於テ法ヲ犯スモノアレバ山奉行ヘ訴ヘ出ツルヲ職トス山守ハ
封内廿三通各村地籍内ノ官山ノ多寡ニヨリ一ニ名若ハ
四五名ヲ配置セリ是等ノ者ハ有給ナルアリ無給ナルモノアリ

山肝煎山古人

之レハ名称アルモ各毎村配置セシニアラズ其箇処ニヨリテ境界
紛議ヲ生シテ古老ニ非サルヨリハ決スルニ能ハサルニ際シ特ニ此員
ヲ置ク

(四) 山守給料

山守給料古來ヨリ一定セズ其者ノ始メ年数ニアリ又ハ其
所ノ適宜ニ定メタルガ如シ左ニ掲クル所ハ其ノ一般ヲ示スノミ、

- 一、米何駄
- 一、何人扶持
- 一、金何銭

給料トシテハ米或ハ錢ヲ以テシタルモ各通ニヨリテ差異アリ

(五) 巡視檢察手續

旧藩時巡守檢察手續ハ職制組織中山奉行権限

第一項ニ明示スル如ク持区内惣總山ヲ春秋二回廻ルヲ大回
ト云ヒ又臨時ニ一ニケ山乃至三回ケ山ヲ巡守スルヲ小回ト稱
ヘ官林取締ニ関スル諸務ヲ檢シ其他山守ハ担当スル官林ヲ

時々巡回シテ監督スルヲ例トシタリ

(六) 旧藩山林犯罪逮捕告訴ノ手續

山制犯罪ノ者山守若クハ村肝煎入ニ於テ認メ山奉行ニ
訴出ツルトキハ代官ト共ニ其手續ヲ議シ山奉行及ビ其給人
等ヲ遣派セシメ其主犯ナルモノヲ捕縛シ代官所ヘ引受ケ其
從ナルモノハ町宿又ハ村預ケ申付代官山奉行ニ於テ糺彈シ
口供濟監察候訴出スルノ例トス

(七) 罪金及賠償法

之レニ関スル二三ノ事項ヲ挙クレバ次ノ如シ
重キ過料トアルハ犯罪者ノ身代年数ヲ引上ケル程ヲ度トス
然レトモ在々ハ其所代官見切且ツ其物ノ分限ニヨルナレバ何
圓以上ハ重過料ト云フ區別アルコトナシ
輕キ科料ニ至ルモ其者ノ分限ニ應シ其所代官ノ見切
ヲ以テ当座ノ懲メトナル程ヲ度トス

(八)、宥怒[ママ]減免法

旧藩時宥怒減免法ハ詳細ニ探知スルニ由ナシト雖トモ古老
ヨリノ傳聞ニ依ル時ハ凡ソ常人正路ニ依レバ其料ヲ得難キカ
或ハ盜守スルノ外他ニ得ルノ途ナク止ムヲ得シテ窃盜セルモノ
又ハ山林係吏員担当区域内ノ正副ノ林産物ヲ他人ニ盜
守セラレ其情ヲ知ラサルモノヘ宥怒減免ヲ加ヘシ例アリ

(九)、救助法

旧藩時救助法ハ別ニ一定セシ正規ナシト雖トモ天災火災等ノ
家屋ヲ焼ク尽シ或ハ破壊セシ罹災者ヘ官林内ヨリ用材
ヲ無代下与シ其伐木ノ節ハ山奉行山守立会伐採セシメト云フ
其他凶歳ニ当リ薪炭材ヲ低價ニ拂下ケルアリト

(一〇)、係官吏ノ罰則及責任

此項ハ旧藩中特ニ設ケタル制ナシ其職權ヲ設ケルモノハ一般ノ法
律ニ從ヒ処分スルヲ例トス又其ノ責任ノ如キハ職制組織中ニ含
有スルヲ以テ茲ニ贅言セズ

(一一)、山林犯罪ノ種類及其処分

此書ハ南部家旧吏員裁判ニ関セシモノニシテ旧記ヲ書
抜キタルモノナル故旧藩治中ノ裁決悉ク遺[ママ]漏ナキ能ハスト
雖トモ當時ノ山政犯罪者処分ヲ見ルニ足レリ尤モ享保
ニ初マリ弘化ニ終ハルモノハ嘉永安政ニ至ル項ハ年ヲ追ヒ国事
多端ニ渉リ書抜キ等ヲナスニ違ナク又南部家ノ旧記ニ於ケルモ
開城轉封ノ際繁雜ニマギレ今ニ於テ処在詳ナラズ

一打首

此レハ士分ニ似合ハサルノ名分ナキハ此刑ニ処セズ士分ニ於テ死
ヲ与フルトキハ切腹ヲ常トス但シ殺生場ニ於テ明文ナキハ宰
前ニ於テ監守之ヲ斬ル

一、蟄居

山政犯罪中蟄居ノ処分相見スト雖トモ遍塞ニ對シ輕重
ヲ明瞭ニセンガ為メコノ罪名ヲ掲ク此処分ヲ受クヤ一室ニ蟄
居シテ近親ト雖トモ面会ヲ許サズ事故アルカ或ハ当人疫病ニ
罹リ医師ヲ要スルガ如キコトアレバ監察ノ聞届ヲ得ルヲ例トス
但シ近火立逃ノ如キハ其限ニアラズ

一遍塞

近親ヲ雖トモ濫リニ面会ヲ許サズ然レトモ事故アリテノ面会
ヲナスハ監察ノ聞届ナキモ差支ナシ謹慎体裁蟄居
ニ比スレバ稍々輕ニ屬セリ

一、追放

士族ニシテ此刑ニ処スルコトナシ本文例書ノ内訳内ヘ追放ノ
如キハ帶刀ヲ取上ゲ平民ニ引下ケタル后此刑ニ処スルモノトス追
放ノ箇処ハ遠近及場所ノ難易ニヨリ遠中近ノ三等ニ分ツ
其所ノ名目ハ別ニ書アルヲ以テ茲ニ畧ス

一、上士預

古来ハ士族ニ於テ輕カラサル犯罪ト認ムルトキハ上士或ハ前手役等ヘ預タル例少カラズ近来ニ至リテ揚屋（今ニ云フ拘留）ヘ入レ置キタル例数多見エタリ但シ右預ハ多ク吟味中ニ繰ル

一、家禄取上

家禄没収セラレタル家族ノ養育ハ親類ニ任ス其当人ニ於ケルモ近親宅ニ於テ蟄居偏塞等ヲ命シタル前例
密樹（隱密伐採）外ノ処分ニ多ク見エタリ

一、取替

此名目在々旧人ノ処分ニ見エタリ平民ニ至レバ村違ニ唱フ但シ村違ニハ隣村ニ住居スルモ妨ケナシ取替ハ其処ヲ指シテ住居ヲ命スルノ違ヒアリ

一、閉門

之ハ戸門ニ貫抜ヲ打付ケ出入ヲ固ク禁ス尤モ食料等ノ必要ニ至レバ此ノ隣ノ門戸ヨリ出入スルヲ例トス但シ当人ノ謹慎ハ蟄居ニ准ス尤モ日数百日内ヲ常トス

一、差扣

此ハ小門五寸ヲ開キオキ近隣非役ノ士族ニ名ヲ以テ心添ヲ命シ謹慎ノ体裁ヲ監督セシム親類ノ者モ小門ヲ閉閉シテ出入スルモ妨ケナシ但シ当人ノ謹慎ハ偏塞ニ准ス尤モ閉門差扣共此日数中ハ正服用スルヲ例トス

一、遠慮

此レハ勤仕ハ勿論他出ヲ禁止セシムル迄ニシテ謹慎ノ名分中尤モ輕キニ位ス
犯罪者処分ノ例ハ枚擧ニ違アラサレバ茲ニハ二三ノ例ヲ挙クベシ

享保元年三月廿五日

一、山奉行 一名

植立何等閑ニ致シ役筋ニ似合ハズ不念ニ付キ遠慮申付置候処吟味ノ末輕家禄半数ニ取上遠慮差許ス

天保十五年十二月十七日

一山守 一名

見守山ノ内雜木取混セ五十本剪取願出許可アラサルニ杉五十五本剪取候ニ付キ右木品取上零石ヘ追放申付ク

元文四年十月廿七日

一平民 一名

右盜伐ノ材木ヲ仙台物ヲ名儀ヲ以テ借受秋田領ノ出材ト偽リ界番所ヲ欺ク可キ手段白状ニ付キ其住居ニ於テ打首申付ク

(一二)、罰則

一鋸引 火罪

右ノ如キハ非常ノ嚴刑ニシテ旧記ニヨリテ僅カニ二三ノ例ヲ見ルノミ其以後廢シタルカ其証據明カナラズ

一、磔

右本文ニ記スガ如キハ所斷ノ決ヲ擧クル迄ナク此刑ヲ行フヤ例ハ城下市中ノ内廿三町ニ引肆シ然ル後行刑所ニ於テ此刑ニ行フヲ例トス在方ノモノハ城下及其所代官所ノ市中ヲ引肆シ全シク行刑所ニ於テ之ノ刑ヲ行フ但シ罪狀ヲ掲ケシ紙札ヲ立テ罪人ヲ駄馬ニ乗ラシメ徒目付一名十人組足輕四五名ヲ差添ルモノトス

一、獄門

此刑ニ行フヤ引肆スアリ引肆スルナク直ニ行刑所ヘ引付クルアリ或ハ牽前ニ於テ打首ノ上首級ノミ行刑所ヘ送り獄

門ニ係ルアリ其罪聊カノ輕重ニヨリ処分一ナラズ但シ引肆ニ至リテハ磔ノ條ニ全ジ

一打首

此刑在方ノモノハ其処ニ於テ行フアリ多クハ城下牢前ニ於テ行フ

一永牢

此処分ハ死一等ヲ免ス迄ニテ終身牢居セシムルヲ云フ

一追放

此ノ処分ハ遠中近ノ三等ト区分シ罪状ノ輕重ニヨリテ行フモノトス

(一三)、旧藩時山禁止令

寛保三癸亥六月十日左之通仰セ出サル

覺

一雫石御代官所ノ内

鶯宿村不殘 上野村 御明神村 全村赤沢山
一ヶ澤 志戸前沢、大澤ノ内小水沢 大水澤二ヶ処
南畑村ノ内 桧山ヶ沢山 一ヶ澤
同村内ノ中 黒澤ノ内 イマ沢 キツ沢
メセヶ澤

一澤内御代官所ノ内

長橋山

一厨川御代官所ノ内

滝沢山

右之通御山制別ヲ稠敷御留山ニ被仰付候雜木小柴タリト雖トモ一切剪取申ザル様刃物堅ク入レ申間敷候最モ御用木倒木等モ取申間敷旨被仰付候且又右御山人出入稠敷相成候様申付ク可旨仰出候万一出入等有之并ニ小柴タリトモ剪取候相聞候ハゞ御山ハ勿論御山奉行急度越度申付可仰出サル

(一四)、保護林ノ事

一水目山

旧藩時官有山林ノ内水源涵養ノ為伐木ヲ禁シ同今尚存置シテ民有ニ此称アルヲ聞カズ

一魚隠林

海岸通ニ官民ヲ問ハズ魚敵亀ヲ集ムル為メ伐木ヲ禁セシト口碑ニ流傳スレド確ト依ル可キ書類及現存スル森林ヲ見ズ

前條ノ外土砂扨止隔雪崩水風潮等ヲ防ク為メ伐木ヲ禁止シタリシ山林アルコト

保護林伐木及跡地ノ整頓

旧藩時保護林ハ伐木ヲ嚴禁シ伐採セシ例ナシ從テ伐木跡地整頓ノ順序ナカリシト云フ

保護林取扱方手續

旧藩時保護林ニ民有ナシ然レトモ水目山ノ如キ其流脉ヲ仰ク各村ハ人民互ニ配意シ盜賊火災等ヲ防ギ今ニ至ル迄同状ナリ

保護林課税ノ有無

旧藩時ハ高目林ヲ除クノ外概シテ山林原墅ニ税ヲ附課セシコトナシト云フ

(一五)、旧藩山林保護之部

正徳二年仰出サル

一山守共油断仕山林へ野火入り候間堅ク相守候様急度仰付ラル可ク候自然ト山守共度々山林へ見廻リ野火入サル様申付可ク候若シ山林へ見廻リ野火入候ハゞ近郷御藏給所共人足相直消火候様申付可ク候事

二所有及所管上ノ沿革

(一)、所有所ノ沿革

御明神村赤沢山

当該一体ノ山林ハ維新前ニアリテハ旧南部藩ノ所領ニ属セシ
 ガ明治五年藩籍封還ニ際シテ官林トナリ越テ八年還祿
 拂下ヲ土族ニ許可セラル、ヤ当該林ノ多クハ民林トナリシカ全シ十
 六年ノ官林調査ノ場合ニ際シ民林ハ其拂下証文ニ対照ノ
 結果大ニ削減縮小セラレ其大部分ハ再ビ官林ニ編入セラ
 レタリ蓋シ現今ノ孕在セル民林ハ当時ニ割当ニ繰ルモノナリト
 云フ後世年ニ至リテ国有林ニ編入セラレシト共ニ再ビ之ガ調査
 ヲ行ヒテ境界ヲ確定シ石標ヲ設置シ測量ヲ施シタリシカ越テ
 廿八年十一月六日盛岡高等農林學校演習林トシテ文部省
 省用地ニ編入セラレタリ

御明神村第五 七 地割廿五番ノ内 二十六番中ノ内 字タテ内平 九二町、二五、畝歩
 全 村第七地割廿六番七ノ内字赤沢ノ内金堀沢 蓬沢 五四、一七〇〇
 全 村第五 七 八地割廿六番ノ一 廿六番ノ一 六十五番ノ四字赤沢山 四二一、〇〇〇〇

明治廿八年十一月六日盛岡高等農林學校演習林トシテ
 文部省用地ニ組替タルヲ以テ実地引渡ス可キ旨本署
 長達ニヨリ全十二月十二日実地ノ引渡ヲ了リ臺帳ノ削除
 ヲナシ全十三日其旨上申ス(青森大林区盛岡区署保管
 山官台帳ニヨル)

(二) 所管上ノ沿革

御明神村赤沢山ハ維新前ハ南部藩ノ所管下ニアリシカ後
 盛岡藩ノ管轄スル所トナリ全五年岩手縣ノ管轄トナリ
 全廿二年四月岩手大林区ニ移リ全廿六年十一月宮城大林区
 ニ移リ全卅年六月再ビ岩手大林区ニ移リ全卅六年四月青森
 大林区ニ移リ全卅八年十一月文部省用地組替ラレタル為メ
 現ニ盛岡高等農林學校ノ所管スル所タリ

(三) 官地割渡ノ状況

明治三年旧盛岡藩ニ於テ藩兵解除ノ際五石内外
 割ノ名儀ヲ以テ藩地ヲ応分ニ割渡タルコトアルモ当時未ダ官民
 有地ノ区域確定セズ明治八年ニ至リ旧藩土族ノ還祿
 拂下ヲ請願スルヤ当官林ノ一部ハ之等ノ土族ニ割與セラレ
 茲ニ始メテ民有林ノ存在ヲ見ルニ至レリ後明治十六年官
 林調査ヲ行ヒ之ガ測定ヲナシテ官民林ハ境界ヲ整理シタリ
 当時ノ測定ニ従ヘバ其面積及所有者ハ次ノ如シ

一赤沢山	五六七町、〇〇〇〇	官林
一赤瀧黒瀧澤	九、九〇、二三	沼野喜太郎
一砥倉澤	一、三九、〇〇	川端休太郎
一大金堀沢	〇、七三、〇八	沼野喜太郎
一全	三、九〇、二四	南野久太郎
一全	八、五四、〇三	四ツ野 モト
一日暮黒木沢	一八、九五、一九	四ツ野仁太郎外十五名
一大瀧沢	一四、〇三、〇七	四ツ野 モト〔ママ〕
一二歳沢岩沢	二一、四一、〇九	川端休太郎
一全	一一、二七、一三	大久保鶴松
一タテ内平	三、一八、一四	田中千次郎 外二名
一早坂沢	二、〇〇、一六	曲屋地賢次郎 外九名
一全	〇、六四、一六	中村千代治

三、森林及治水ニ関スル法律施行ノ影響

之ニ関シテハ特ニ記ス可キモノナシ雖トモ当地方住民ノ殆ンド全
 部ハ古來農業ニ従事シ盛ニ畜産事業ヲ営ムヲ以テ
 秣肥料等ノ需要多ク之ガ為メニハ早ヲ得ルノ目的ヲ以テ
 故意ニ年々原野ニ放火スル習慣アリシハ縣下各地ト異
 ナラズ大石野及ヒ六林班ノ如キハ從來放牧地ナリシヲ以テ
 野火ノ被害特ニ多ク其結果ハ逐ニ現今ノ状態ニ變
 セシナリ然ルニ明治卅年四月法律四十九條四十六條森林法及

全年十二月農商務省令第十九號森林法施行細則發

布ノ影響トシテ大ニ野火ノ害ヲ減スルニ至レリ

四、境界及ビ接続地ノ狀況

当事業区タル赤沢山ハ御明神村字春木場ノ正南約一里強ニ位スル多数山岳ノ總稱ニシテ東西約一里南北約一里十町亘リ面積大凡八百町歩ノ幅員ヲ有ス中央ヲ貫流スルハ赤沢川ニシテ東ニ流レ零石川ニ注クモ水量多カラズ又御明神村ヨリ御所村ヘノ通路ハ大石壁ヲ通スルト雖トモ未ダ車ヲ通スルノ便アラズ尚當該林中民林ノ散在セルガ上述セルガ如シ今之ガ四境ノ狀況ヲ見ルニ次ノ如シ
東方ニ於テハ六林班い、小班ハ民有原野ニ接シ又全林班ハ小班ノ小部分ト七林班ノいと三小班及ビー林班い小班ハ大石野經濟農場ニ接シ又一林班い小班ノ一部トに小班及二林班ノいろ小班ノ一部分ハ御所村ノ官林ニ接シ一林班ろ小班ノ一部ト三林班ノいろ小班ハ全村ノ民有林ニ接ス南方ニ於テハ三、四、五林班ハ凡テ御所村官林ニ接ス西方ニ於テハ九、十林班ハ御明神村郷〔ママ〕有林ニ接ス北方ニ於テハ六、七八林班ハ全村ノ郷有林ニ六林班ノい小班ハ全村民有ノ原野ニ接ス

斯ノ如ク本事業区ノ四境ハ大部分村有林ニ接シ官林及民林ニ接続スル部分ハ比較的僅少ナルノミナラズ当地方ハ一般ニ森林ニ富メルヲ以テ別ニ境界問題ノ紛議ヲ生ズルガ如キコトナシト云フ

五、森林ニ対スル民情及地元人民山稼ノ狀況

当該事業区ノ殆ント全部ハ一旦下戻ノ申請ニ係リタル所ナレトモ證據不備ノ為メ不許可トナリシガ旧藩時ニ於テハ副産物ノ採取ハ無料ニテ自由ニ芟採シタルモ主産物ハ夫々規定ニヨリテ伐木ヲ行ヘリト云フ然ルニ明治八年官私区分調査以來大部分官林トナリシヲ以テ入林伐木ハ絶對ニ禁止セラレシト雖トモ地下村民ハ旧來ノ習慣ニヨリ随意入林伐木スルヲ毫モ異トセサリシモノ、如シ後年ニ至リ林区署ノ設置以來監督ノ稍嚴トナルニ從ヒ盜伐者ハ夫々処分セラル、ニ至リタレバ漸ク其非ヲ悟リ今日ニテハ大ニ其數ヲ減スルニ至リシモ当地ノ如キハ冬期嚴寒ニシテ薪材ノ需用多キニ反シ個人ノ民有林ハ實ニ僅少ナルヲ以テ多年ノ習慣ヲ脱セサル村民ハ盜伐続行ノ傾向アリ然レトモ地元人民ハ一般質朴ノ風習アリ衣服住モ極メテ粗惡ニシテ農業ヲ本職トシ畜産ニ從事シ傍ラ山稼ヲナシオレトモ他ニ有利ナル副業アルニアラサレバ職業ヲ得ルノ途ナキヲ以テ賃金モ亦比較的底〔ママ〕廉ナルモヨク森林労働ニ従事スル傾向アルガ故ニ柱樹伐木等ノ事業ニ使役スルニハ好都合ナリト云ハサル可カラズ尚地元村民ノ民情ニ付キ參考トシテ茲ニ附記ス可キコトアリ明治廿八年赤沢山高農ノ演習林トナルヤ我村ハ又大石野又ハ籬野ヲ拂下經濟農場ヲ設ケントシタリ然ルニ此時ニ際シ村民ノ多クハ思ヒラク若シ當該原野ニシテ高農ノ所有トナランハ從來自由ニ芟採シ来リタル株ノ取得ヲ失ヒテ直接ノ損害ヲ受クルニ至ル可シト云フ主張ノ下ニ互ニ談合シ村吏及有力者ニ逼リテ拂下許可ノ反對請願ヲナセシニ御明神村旧助役タリシ岩持倉藏氏等ハ之ヲ論スニ其主張ノ極メテ論拠ナキ眼前ノ小利ニアリ村治ノ開發ト永遠ノ公共心ヲ欠ケノ誤心ニ出テタルヲ以テシヨク其紛議ヲ落着セシメタリト云フ

既住ノ収支ニ関スル事

一、既住ノ収入

一、既往ノ収支

年度	31	34	全	全	35	全	全	全	全
月	-	-	-	10	7	12	12	2	3
賣却法	特賣	公賣	特賣	全	全	全	全	全	全
種類	雑木	薪材	全	全	杉ヒバ 枯損木全	薪 炭材	下駄 用材	全	
数量	棚	〃	〃	〃〃	尺メ	尺メ	棚	尺メ	尺メ
	29.40	55.00	21.09	50.21	32.02	23.62	23.59	48.11	32.05
総價	円 14.7	30.25	6.69	27.61	10.40	7.69	12.97	14.43	9.61
買受人	坊屋敷 杉松	川端 休太郎	青山 庄太郎	全	全	全	全	大和 周之介	水無 清介

以上ハ主産物収入ニシテ副産物収入トシテハ見ル可キナシ
 鉾業用家屋敷地面積貳反八畝五歩ノ貸地アリ明治卅五年
 十二月廿日ヲ許可シ卅六年一月ヨリ四十年十二月ニ至ル而シテ借受
 人御明神村青山庄太郎ナリシモ其后名儀変更シテ
 唐崎恭三ノ者トナル納入金卅五年分壹円九十九錢卅六年
 以后ハ毎年七圓九拾六錢ナリ

二、支出 ナシ

森林保護ニ関スル事

一、森林犯罪其他ノ被害

イ、森林犯罪件数	明治卅八年	明治卅九年	比較表
年度	被害件数	検挙件数	軽微不検挙件数
卅八年	五	三	一
卅九年	八	七	一
比較増減	増三	増四	増一

ロ、犯罪事件簿

其一例ヲ左ニ示ス

受付年月日 卅七年十月廿四日 主任森林主事梅沢美法
 全 境沢敬治
 事件番號 第八號 被陸中国岩手郡御所村
 件名 森林窃盜 大字鶯宿十五番戸
 現行非現行 非現行 告平民農
 無令状引致 無 人 山崎佐太郎二十一年
 拘引状 無
 假予審 無
 護送日数 無
 事件送附官署 盛岡地方裁判所検事局
 年月日 卅七年十月廿四日
 処分ノ結果 罰金十二円 重禁錮二ヶ月
 年月日 卅七年十月卅一年

ハ犯罪事件報告書

小林区署ヨリ警察ニ報告スルモノ、一ヲ示セハ次ノ如シ
 客月中当署主管ニ係ル犯罪事件無之候条
 比段及報告候也
 明治卅八年五月廿三日 盛岡小林区署
 盛岡地方
 盛岡区 裁判所検事局 御中

二、火入ニ就キ

火入ニ関シテハ本事業区ニ付キ特筆ス可キコトナキモ一般ニ人民ヨリ
 ノ火入許可請求ニ對シ警察署ニ之許可ヲ与ヘタルトキハ

之ヲ小林区ニ報告スルモノトス

三、保護ニ関シテノ附記

保護上ノ関係ヨリ極印ニ付キテハ相当ノ手續キラ人民ニ
履行セシム一例ヲ左ニ示ス

岩手群御明神村字御明神百四十三番戸

Ⓞ極印 川端休太郎

右之通使用致度旨届出有之候条比段通知ニ及
候也

盛岡警察署

青森大林区盛岡小林区署御中

尤モ川端休太郎ヨリ盛岡警察署宛ニ極印使用
許可ヲ願出タルモノトス

施業制限ニ関スル事項

一、賃借権地上権其他ノ諸件

イ賃借権 当事業区八林班口小班ニ於テ赤沢金山
鑛業用家屋敷地此面積貳反八畝五歩
期限 明治卅五年十二月廿日ニ許可シ卅六年一月ヨリ四十
年十二月ニ至ル借受人ハ御明神村青山庄太郎
名儀変更シテ唐崎恭三ニ交換納入金ハ
卅五年分壹圓九拾九錢卅六年以後ハ毎年七圓
九拾六錢

ロ、地上権 九林班イ小班ニ於テ採掘坑一ヶ所アリ
明治卅四年鑛山採掘法ニヨリ地上権ヲ設定サル

ハ、下草採取権 國有林所属当時ハ從來ノ慣
習上当事業区内赤沢河畔即チ一林班ノろ、に、二林班
い、三林班ハ八林班ノい小班等ニ於テ地元人民ニ下草
採取ヲ許可セリ然レトモ明治卅八年本校演習林ト
シテ下附セラレテヨリ此等採取権ハ解除サル

ニ、放牧地 之レ又國有林所属当時ハ六林班ハ小班
ニ於テ地元人民ニ放牧ヲ許容セシモ本校所属以
来解除セラル

二、除地

イ官舎 七林班ち小班ニ於テ官舎用敷地此面積八反五畝
廿一步

ロ地 五林班ろ全ほ小班内ニアリ此ノ面積前者ハ拾八
町貳反七畝拾八歩後ハ貳町貳反壹畝廿五歩将来
施業制限地トシテ択伐作業ヲトル見込

三、砂防法ニヨル砂防設備地

前項ロ地ニ砂防工ヲ施スノ要アリ

四、保安林 ナシ

五、入會林 ナシ

六、部分林 ナシ

七、其他

九林班 小班小比條山ヲ天然林相保存ノ為メ施
業制限地トナス

森林施業ニ関スル事項

一、施業ノ沿革

太古ハ漠トシテ知り難ク記録ニ徴シ古老ニ諮ヌルニ
今ヨリ百年以前ニ於テ該山ハ羅漢柏ヲ主林木トセル鬱蒼
タル斧斫ノ入ラザリシ原生林ナリシモ天保七年丙申ノ歳大
凶作ノ際当地方住民ハ糊口ノ途ニ苦ミ多クハ秋田宮
城ノ方面ニ移住シタリ此時ニ際シ盛岡地方ヨリ盜伐者侵

入シ来リ良材ヲ盛ニ伐出シ為メニ該事業区ノ被害タルヤ実ニ莫大ナリシト雖トモ當時其制度整備セズ秩序乱レシヲ以テ之ヲ悉知スルニ由ナシ其後廢藩置縣ノ大変革ニ際シ林政ノ衰廢ト還祿者ノ拂下ハ当該森林ヲシテ荒廢ニ傾カシメ加フルニ當時所有權ノ設定不確立ノ為メ地元人民ハ其多クヲ民林トシテ之ヲ伐採シ主トシテ柁ヲ造材シ其跡地ニ杉ヲ植栽セシモ明治十六年官林調査ニ際シ其多クハ国有林ニ編入セラレ民林トシテハ僅カニ所々ニ散在スルニ過キザリキ

斯ノ如ク一度官林調査アリテヨリ從來民林ト思惟セシ林地ノ多クハ官林ニ編入サレシヲ以テ地元人民ハ遽カニ民林ノ不足ヲ生シ且ツ從來慣習上或ハ盜伐シ或ハ下草採取上野火ヲ入レ為メニ森林ニ延焼セシコトアリ(明治八年早坂小屋焼ケ)アリテ益々林相粗悪トナリ以テ今日ノ如キ不良用材ノ雜木林ヲ形成スルニ至レリ然シテ当該林ノ所属所有ノ關係ハ旧藩時代ニ於テハ官林ナリシモ廢藩置縣トナリテヨリ還祿士族ノ拂下ノ為メ当該林中ニ民林ヲ生セリ明治十六年官林調査ニ際シ其大部ハ国有林ニ編入サル同廿六年宮城大林区管内ニ屬シ其後岩手大林区署所轄トナリ卅五年青森大林区内ニ編入サレシモ全卅八年本校演習林トシテ附與セラル

地元人民トノ關係ニ於テハ国有林所属當時ニアリテハ下草採取權副産物採取放牧等ノ諸權ヲ地元民ニ与ヘ又枯損木風倒木盜伐殘置木等ハ地元人民ニ拂下タリ然レトモ杉扁柏ノ立木ヲ拂下タルコト未タ是レナク只卅六年ヨリ卅八年迄金山鉾山ニ其燃料トシテ年々附近雜木林ヲ拂下タルコトアルノミ、

二 官行事業 ナシ

森林經濟ニ関スル事項

一 地方木材ノ供給

本事業区ハ從來殆ンド纏リタル拂下ヲナシタルコトナク前章既往ノ収入ノ項ニ於テ表示シタルガ如ク主産物トシテハ総テ枯損木盜伐木ノミヲ主ニ地元村民ニ特賣セシト該事業区ニアル赤沢鉾山ニ燃料トシテ只附近雜木林ヲ二三年間拂下セシニ過ギサルヲ以テ本項ノ調査ニ当リ正確ナル材料ヲ得ルニ困難ニシテ漸ク盛岡市内有力木材商(外川又藏氏外二名)ニ付キ取調タル結果次表ノ如シ(之レ元ヨリ大畧ニ過ギズ)

(一) 幹材

樹種	供給地	直径及 何寸角	長	本数	単價	運賃	総 体	総額	備考
松	雫石部内	6寸角	二間	550	円 1.40	円 82.5	円 775	円 775	筏流シ1本平均 15銭
全	全	8寸角 9寸角	全	500	1.85	75.00	925.00		
全	全	尺角	全	450	2.65	67.50	1192.50		
杉	雫石御明 神部内	6寸角	全	1200	2.20	192.00	2640.00		
全	全	8寸角 9寸角	全	700	2.75	112.00	1925.00		
全	全	尺角	全	200	3.20	32.00	640.00		
扁柏	御明神部内	6寸角	全	不明	3.00	不明	不明		筏出平均1本 16銭
全	全	8寸角 9寸角	全	〃	3.45	全	全		
全	全	尺角	全	〃	4.00	全	全		
栗	全	6寸角	全	〃	2.75	全	全		
全	全	8寸角 9寸角	全	〃	3.25	全	全		
全	全	尺角	全	〃	3.75	全	全		

(二) 軸木

樹種	供給地	原料尺メノ價	軸木一俵ノ價	一年ノ製軸額	製品需用地
サハグルミ マツドロ	御明神	円 0.60	円 1.70	6000	静岡 名古屋

但シー尺メヨリ製軸一俵ヲ得一俵ハ四百束ヨリ成ルー俵ニ就キ盛岡
迄ノ運賃十二銭トス

(三) 薪材

樹種	数量	単價	運賃	総額	供給地	備考
ブナ、 イタヤ、 ナラクリ カヘデ	棚 1600 3300	円 5.00 全	—	円 8000.00 16500.00	御明神 浅岸村	
榛 ナラ	1000	全	—	5000.00	御所村	
ナラ サクラ クリ カヘデ	駄 71750	0.18	—	12915.00	滝沢村	
全	12775	全	—	2299.00	米内村	
全	12775	全	—	2299.00	玉山村	
全	18150	全	—	3267.00	中躰村	

(四) 木炭

樹種	供給地	数量	単價	運賃	総額
ナラ	御明神村	俵 2500	円 0.37	円 100.00	円 9250.00
全	浅岸村	59571	全	—	22041.27
全	玉山村 米内村	94785	全	—	35070.45
全	築川村	77178	全	—	28555.86

注：御明神村のみ計算が合わない

上記諸表ニ付キ之ヲ見ルニ幹材トシテハ松杉最モ需用多キガ如ク殊ニ松ハ岩手物トシテ其聲價市場ニ高ク今後益々有望ニシテ只是ガ競争者トシテ滋賀者アルノミ薪炭材トシテハ多ク附近町村ニ供給スルガ如シ殊ニ炭ハ年々遠ク東京ニ輸出ス

二、交通ニ関スル状況

当事業区ハ岩手郡御明神村ニアリテ御所村ニ隣接ス盛岡市ヲ去ル西方六里秋田街道ハ該山入口ナル上墅ヲ過キ秋田縣ニ通ズ本街道ハ瀛車通シテ以来通行人減少セント雖トモ旅客家畜又ハ岩手秋田部内ヨリ山形方面ニ送ル馭馬ノ通行夏期ニ於テ盛ナリトス運搬ノ便ハ一ハ陸路ニヨリ他ハ水路ニヨリテ盛岡市ニ搬出スルヲ便ナリトス陸路ニヨルモノハ該事業区ヨリ林道(里道)ニヨリテ上墅ニ至リ其レヨリ坦々タル秋田街道ニヨリテ盛岡市ニ至ルヲ得水路ニ至ルモノハ上墅ヨリ零石川ヲ筏流シ半日ナラズシテ盛岡市ニ搬出スルヲ得又遠ク野蒜港(五十三里)ニ運送シ其レヨリ海路東京ニ送ルヲ得故ニ搬出ニ労力ト費用ヲ要スルコト比較的少許ナルノ利アリ故ニ其林産物ハ盛岡市場ニ一旦搬出シ其レヨリ瀛車ノ便ヲ以テ任意ノ方向ニ運輸販賣スルヲ得又盛岡市場ノ木材商并ニ木材工業上ニ之ヲ供給スルモマタ可ナリ

三、木材代用品ノ影響

木材代用品ヲ石材鉄材石炭及ビ石炭瓦斯トナス然シ石材鉄材ハ茲ニ述ブルヲ要セス只薪炭代用タル石炭及ビ石炭瓦斯ノ薪炭ニ及ホス影響ニ就テ述ベン当地方ヨリ産出スル薪材及木炭ハ主トシテ盛岡市ニヨリテ消費セラル、故ニ盛岡市ニ於テ之等代用品タル可キ石炭石炭瓦斯等ノ使用スルト否トニヨリ当地方ヨリ産出スル薪炭ニ影響スルヤ勿論ナリ而シテ現今盛岡市ニ於ケル之等代用品ヲ使用ヲオロヤ否ヤノ状況ヲ見ルニ一般市民ハ全ク之ヲ使用セズ之レ市民ハ購求シ得ル程度廉ナラザレバナリ況ンヤ瓦斯ノ如キニ於テオヤ又營業ノ性質上石炭ヲ使用シ得可キモノ鉄工場一ヶ所湯業九ヶ所アレトモ現今全ク石炭ヲ使用セズ之レ一方ニハ規模小ナルト其價格高クシテ薪炭ノ比ニアラザレバナリ故ニ今後我国ニ於ケル石炭産出額増加シ且ツ交通ノ便益々發達シテ其價格非常トナラザル以上ハ盛岡市ニ於ケル薪炭需用ノ数量ハ決シテ減少セザルナリ

四、農業工業礦業トノ関係

(一) 農業トノ関係

当岩手郡ハ古來ヨリ産馬業盛ナル土地ナレバ如何ナル家ト雖トモ馬匹ヲ飼育セサルモノナク又耕地ハ主ニ粘土質ニ富ムヲ以テ肥料トシテハ好ンデ植物質肥料即チ草又ハ厩肥等ヲ用フルヲ以テ草ノ需用殊ニ多

シ然ルニ民有原野ハ至ツテ少ナキヲ以テ自己所有地ヨリ
 之ガ供給ヲナスコト能ハズ又一般ニ貧村ナルヲ以テ人造肥料
 等ヲ購入シテ用フルノ資力ニモ乏シ本事業区附近ノ村落
 マタ然リ故ニ勢ヒ廉價ナル草ヲ他ノ山林ニ向テ仰カサル可カラ
 ザル有様ナリ今御明神村ニ就テ是等ノ關係ヲ示セバ左
 ノ如シ

戸数	394			
人口	2636			
民有山林	520	町、	41	畝、
民有原野	173		45	、
飼育馬数	552			頭
耕作地	田	341	、	32
	畑	224	、	04
平均一戸ノ所有	山野	2	、	01
	田畑	1	、	43
全	田畑	1	、	43
全	馬数			1、4

而シテ一町歩ヨリ枯草トシテ百五十貫ヲ採取シ得ルトスルモ馬
 一頭ニ付キ一日枯草三貫目ヲ要ス之ニヨリテモ既ニ野草ノ
 不足ヲ生スルハ明カナリ加フルニ田圃ニ向ツテモ多少ノ野草ヲ
 用サル可カラズ

(二) 鑛業トノ關係 鑛業トノ關係ハ特筆ス可キモノ
 ナシ只当事業区中第八第九林班中ニ存スル金鉱ニ
 明治廿六年ヨリ全廿八年十一月迄薪材拂下ヲナセリ而シテ
 当鉱山ハ過去ニ徴シ今後有望ナラザルガ故ニ近々廢鉱
 ニ至ル可シサレバ今後薪材用材ノ供給ヲナスコトナカル可ク其地
 法律上ノ關係モ消滅スルニ至ル可シ因テ施業上別ニ注意
 スルノ必要ナシ

三、工業トノ關係 当地方ハ勿論縣下一般ニ何レノ方面ニ
 於ケル工業モ微々ニシテ木材工業ノ如キ殊ニ然リトス当地
 方ニ於テハ御明神村ニ四ヶ所ノ軸木工場アリ其内最モ大
 ナルモノモ一ヶ年消費スル材積ハさわぐるみ。どろ。まつ。
 等ヲ合計シテ六千尺メナリ又盛岡市ニ於テモ経木眞田
 工場ノ大ナルモノニアルモ使役スル職工十人乃至廿人位ノ小規模
 ノ者ニ過キザレバ云々スベキ價値ナキコト知ルベキナリ

五、主副産物販賣上ノ慣行特ニ地元人民特賣ノ關係

(イ) 主副産物販賣上ノ關係 旧南部藩政ニ於テ主産物
 拂下処分ニ就テハ用材ニアリテハひのき、ひば杉松、くり。けやき
 ノ樹木ハ御制木ト称ヘ拂下取締ヲ別ニシテ薪炭材ノ雜
 木ニアリテハ方言春木ト称ヘ薪材ハ杣札一枚ニ付キ代金
 何程炭竈一区ニ付キ拂下代何程トシテ処分セリ其ノ
 拂下法タル南部藩ニアリテハ別紙第一號書ノ如ク取扱
 ヒ後岩手縣トナリ第二號書ノ如ク拂下規則ヲ制定シ
 尔後大林区署設置以降公特賣ノ処分規則ヲ制定
 セラレタルモノナク副産物拂下処分ニ就テハ旧藩時ニ於テ別ニ何
 等制裁ナク古老ノ言ニヨレバ下芝ノ如キハ山奉行ノ無料採
 取ヲ得、薪材ニ供シ或ハ役錢トモナリオレリトノ事殊々
 採ニ在リテモ別ニ制裁ナク地元村民ノ入會無料芟シタル
 モノナリトノコトナリ其後岩手縣ニ於テ第三號書ノ如ク稈刈
 數芟採取規則ヲ施業〔ママ〕シ後大林区署設置以降公特
 賣規則ヲ制定セラレタルモノナリ

ロ 地元人民特賣ノ慣行 当地方ニハ地元人民ニ特賣ノ

慣行ト称ス可キモノナク古老ノ言ニ依ルハ只明治五年項藩主ヨリ当事業区中ノ杉ひば等ノ材ヲ村民ニ拂下タルコトアリ其後木材ノ拂下セラレタルコトナシト云フ林班一附近ニ於ケル雑草ハ國有林所屬當時ハ無条件ニテ地元人民ノ採取ニ任セタリト云フ然シ本校所屬以降是等ノ權利全ク消滅セリ

第一號書

人民中ヨリ官林ヲ拂受ケントスルモノハ第一山奉行ニ申立ツヲ以テ山所ニ至リ林木ノ如何立木ノ疎密及ビ樹種ノ良否ヲ檢シ其差異ナキモノハ用途ノ理由ヲ詳記シ代官山奉行連署ノ願書ヲ差出サセ奥書未〔ママ〕書ノ上勘定奉行ニ申達シ勘定奉行ハ山林方ニ下附シ價格ノ当否等ヲ鑑査セシメ重役ニ出シ許可ノ未伐々木元剪リ証文ヲ制シ山奉行ニ下附ス山奉行ハ該証文ニ照シ樹種目通尺周リヲ査定シ右許可ノ証トシテ証文ヲ拂受人ニ下附シ伐木ノ上造材ニ鎚印ヲナシ山元拂出ヲナサシメ然シテ又根株ニ鎚印刻記スルヲ法トス

第二號書

第一条 官林樹木拂下人目下必要ノ分ニ限り允許ス可シ尤モ日々ノ薪炭ニ匱乏ヲ告ラル村落及鋸山稼人製塩等ノ營業ニ付キ薪炭差支ノ向キニハ輪伐法ヲ以テ拂下ノ積リ兼テ取締ヲオキ(輪伐規則別ニアリ)其他尋常ノ事項ニ依リ拂下ヲ願フモ許可セラレサルモノトス

第二条 前条拂下出願セントスルモノハ別紙雛形ニ照準取調所監督守長又ハ巡守人ノ廻先ヘ申立テ調査ノ手續ヲ得具狀書請求添付申達ス可キモノトス

但シ樹木ノ代價ハ其近傍普通賣買相場ニ比準ス可シ

第三条 従来雑木ト唱ヘ候内ニハ船艦其他種々ノ需用ニ供ス可キモノ少カラニ付キ各種効用ノ特質調査ノ都合モ有之候間立木拂下出願候節例ヘ矮少ノ雑木ト雖トモ可成木名記載致ス可ク尤モ各地ノ方言ニ係ル分ハ木名ヘ添仮名ヲ附シ詳細登記ス可シ

第四条 前條拂下許可ノ上ハ代金直納右受領証監守長ニ持參現木引受方申立テ極印捺シ引渡候者ハ監守人ヘモ通知ノ上伐木期限内悉皆山元拂出シ其旨届出テ根極印ヲ享クベシ

但シ伐木期限ノ期節ト本数ノ多寡ニヨリ定ムルト雖トモ事故有之期限内ニ伐採兼候節ハ必ズ延期ヲ願出ツ可シ最モ期限後卅日以内ヲ限リトス

第五条 総テ針葉樹ヲ薪炭木ニ拂下ヲ許サズ

但シ其營業(瓦焼、瀬戸焼)ニ止ミ難キ事情有之者ハ松ニ限り許可スルコトアル可シ

第六条 伐採方潤葉樹(かし。なら。くり其他雑木ノ内伐木跡萌芽ヲ生スルモノ)ハ毎年十一月ヨリ翌年四月即チ春期土用迄日数五十日以内ヲ目途トシ伐採ノ期日ヲ与フルモノトス最モ非常ノ事故ニ繰ル分ハ臨時伐木ノ許可ヲ与フルコトアルベシ但シ薪炭木ヲ伐採スルニ鋸ヲ用キズ必ズ斧、鉞、鉦ノ類ヲ以テシ其立木根元地上一尺以上ヨリ伐採スルヲ禁ズ

第七条 針葉樹(杉松扁柏等萌芽セサル樹木ナリ)ノ分ハ別ニ伐木期節ヲ定メズ引渡ノ日ヨリ五十日以内ノ日ヲ以テ期日ヲ与フルト雖トモ十一月以後ニ至レバ木質緻密ニシテ能ク堪久ノ用ヲナスニ付キ用材ニ供スルモノハ可成其期節ニ於テ伐木ノ積リ願出ツ可シ

第八条 伐木ノ方法其宜シキヲ失スレバ損害林木ニ及ビ大ニ生育ノ障害ヲナスニ付キ伐木ノ際許可外ノ生木ヲ毀損セサル様

厚ク注意ス可キモノトス

第九条 立枯焼枯木ノ損木ニ就テ其時々拂下ケルモノ、如キモ伐採期限ハ引受ノ日ヨリ五十日以内ヲ限リトス其伐木方法ハ第八条ノ通タル可シ

第十条 樹木ノ性質ニヨリ伐木ノ期節ヲ定ムルト雖トモ願書申達方ハ別ニ期限ヲ定メザルモノトス

第十一条 此規則ヲ犯スモノハ山林法律ニヨリ処分スルモノトス
(願書雛形ハ畧ス)

第三號書式 官地官林地株下草刈敷採規則

第一条 官地官林ニ於テ株下草刈敷採セント欲スルモノハ先ツ其地ヲ実測シ勾弧ヲ以テ求積シ第十条ノ図式ニ習ヒ地図ニ様ヲ製シ一ヶ年ノ需用ノ束数高ヲ見込ミ時下ニ比準シ相当料金ヲ附シ年期株五年以内其他一ヶ年限リヲ以テ第一號書式ニ照準願書調製申達ス可シ尤モ官林下草ハ従来ヨリノ慣行有之箇処ニ限り許可スルモノトス
但シ官林ニ於テ採スルヲ下草料樹木枝葉ヲ刈取ルヲ刈敷山野ニ於テスルヲ秣料ト云フ尤モ刈敷ハ芝草料ノ名儀ヲ附スベシ

第二条 前条出願ノ節ハ耕地反別及牛馬頭数等第二號書式ニ準シ取調願書ニ必ス添付ス可シ

但シ耕地培養ハ一ヶ年田一反歩ニ付五尺繩ノ五十五束畑一町歩ニ付キ六十六束牛馬飼料ハ一頭ニ付キ三百六十束ヲ制限トス

第三条 前条ノ場合ニ於テ山林原野ヲ所有スルモノハ該所有地ヨリ採シ培養及ヒ牛馬飼料ニ不足セサルモノハ勿論従来自他村ノ山林原野所有者ヨリ(買受貰受)来リ差支無之者

ニハ單ニ採ヲ許可セズ實際不足スル分ニ限り許可スルモノトス

第四条 前条許可ノ節ハ鑑札ヲ下附スルニ付キ採スルトキハ必ズ携帯ス可シ

但シ鑑札ノ数ハ一戸一枚ニ限ラズ其願ニヨリテ採人員下附ス可キニ付キ出願ノ際員数申立ベシ

第五条 官林下草刈敷等其木質ニヨリ幹ヲ採スルモノト細枝ヲ採スルトノ區別ヲナスベシ即チつゞじ棲唐卯木等ノ類ニテ積年伐木スルトモ目通一尺廻り以上ニ至ラズ幹ノ高サ丈余暢達セサルモノハ幹採スルコトヲ許スト雖トモ松、杉、ひのき。大小なら。いたや、ぶな、ほ、のき。とち。かつら等ノ類ニテ將來成木ニシテ目通一尺廻り以上ニ至リ其高丈余ニ達シ良林トナル可キ天質ノ諸樹ハ其枝葉ノミヲ採シ例ヘ稚樹タリト雖トモ幹ヲ剪伐スルヲ許サズ

第六条 前条許可ヲ得ルトキハ第三號書式ニ照シ請書申達右ノ場所ニ曲折見計ヒ第四號雛形ノ標柱ヲ建設ノ上採スルモノトス

第七条 前条出願スルトキハ郡長ニ於テ其事實ヲ調査シ其狀書申達ス可シ

第八条 第二条ノ場合ニ至リ戸長ニ於テハ受書ニ連署申達ス可シ

第九条 料金収メ方ハ許可ノ日ニ係ラズ金額ヲ収入ス然テ納期ヲ二期ニ分ツ其一期ハ七月中残一期ハ翌年一月中納ムルモノトス但シ七月以後ノ許可ニカ、ルモノハ翌年一月金額ヲ納ム可シ

第十条 地図ハ回分間又ハ板分間ヲ以テ実測シ毎回折間数ヲ登記スルハ勿論四隣接統ノ地種ヲ詳記シ及ヒ一回り曲尺六尺百間若干寸分積ノ譯并ニ方位ヲ記入ス可シ

但シ該図ハ糞濾紙一枚ニ製スルヲ度トス然レトモ地形ヲ失ヒ或ハ短縮シテ間数ノ登記スルニ堪エサルモノハ附號ヲ附シテ切図ニ製スルモ妨ケナシ

第十一条 此規則ヲ犯スモノハ山林法律ニヨリ処分スルモノトス

(願書雜形畧ス)

六、林産物ノ價格及運賃

現今ニ於ケル林産物ノ價格次ノ如シ

イ、山元代價

材	種	價	格
杉角材	(尺メ)	円	円
		1.60	—1.20
杉板	(巾1尺厚5分長6尺2寸)	0.112	
全	(巾9寸)	0.100	
全	(ϕ 8寸)	0.100	
全	(ϕ 7寸)	—	
全	(可良ナルモノ)	0.143	—0.250
杉角材	(尺角以上ニテ尺メ)	1.300	—2.200
全	(5一尺以下)	2.000	
子ズコ		1.200	—1.000
アスナロ		1.600	—1.800
ブナ	(1棚663)	0.450	
丸柁	(1束)	0.250	—0.260
薪材	(1盛 1丈5尺)	2.000	

盛岡市ニ於ケル賣買價格

材種	供給地	厚	巾	長	單價(坪)	運賃	備考
松(板材)	雫石地方	分4	1尺	6尺	0.450	0.04	
全(全)	—	分7	全	全	0.53—0.54	0.05	
杉(全)	御明神	4	全	全	0.54	全	
全(全)	—	5	全	全	0.54	全	
全(全)	—	8	全	全	1.00	全	
扁柏(全)	—	4	全	全	1.20	全	
全(全)	—	1.2	全	全	3.00	全	

材種	樹種	松	杉	栗	扁柏
丈 3 4寸角 全 5寸角 〃 6寸角 〃		1.400—1.500	2.20	2.70—2.80	3.00
〃 7寸角 〃 8寸角 〃 9寸角 〃		1.80—1.90	2.70—2.80	3.20—3.30	3.40—350*
〃 1尺〃 〃 1尺1寸〃 〃 1尺2寸〃 〃 1尺3寸〃 〃 1尺3寸〃 〃 1尺4寸〃		2.60—2.70	3.20	3.70—3.80	4.00

*3.50の意味か？

丸太	末口	長	價格	備考
杉	3寸	間 2	0.20—0.25	
全	4寸	全	0.35	
全 (足場丸太)	寸 1—1.2	1	0.07	
松	5寸以上	2	0.357	
全	6寸	〃	0.54—0.78	
全	7寸	〃	全—全	
ヒバ	3寸	〃	0.28	

運賃

上墅ヨリノ運賃

東京迄	板1枚ニ就キ	1.8
盛岡迄	全	1.2
全	1尺巾12枚	6

注：単位は菱

山元ヨリ盛岡迄ノ運賃 (筏流シ)

杉 (尺ノ)	12-13
ヒバ(全)	全
栗(全)	16
松(全)	16

注：単位は菱

山中ヨリ上墅迄 尺ノニ付キ平均55銭
上墅ヨリ盛岡迄丸柱1束ニ付キ 2銭5厘

七、労働者ノ需用供給、賃金及技能

当地方田畑少ナク農業開ケズ加フルニ農民ハ特別ニ有利ナル副業ヲ有セズ故ニ森林労働者ヲ得ルハ容易ナリト思考ス生活ノ程度低キヲ以テ比較的底廉ノ賃金ニテ甘セリ然シ農民間ニテ普通ノ賃金ハ上等人夫卅五錢ヨリ四十錢ナルニモ係ラズ当今本事業区ニテ雇傭スルニ卅五ヨリ卅二錢ヲ給與スルノミナルニ係ラズ好シク来ルハ如何ト云フニ民間ニ傭ハル、ハ殊ニ多忙ノ際ニ於ケル短時期ニ限レバナリ前述ノ如ク当地方ハ田畑少ナク他ニ何等ノ副業ナキヲ以テ自然森林労働ニ馴レオレリ然シ人夫ニ使傭セラル、ノ如キモノハ教育ナク且ツ敏活ヲ欠ケリ

八、他ノ林業トノ関係

本事業区ノ林班一ノいヨリ五ノにニ至ル間ハ御所村内ニアル官林ニシテ其内林班二ノろヨリ三ノい、ろノ一部分ハ御所村ノ民有林ニ接ス一ノいヨリ七ノろ、と、ノ間ハ大石野經濟農場ニ連接セリ其他總テ御明神村字御明神ノ共有林ニ連続セリ又本事業区内ニ於テ七林班ト八林班ノ間七ト四トノ間及五ト十トノ間ニ民有林存ス是ニヨリテ之ヲ見ルニ官林ト連接スルハ僅小ノ部分ニシテ他ハ総テ民有林若クハ共有林ナリトス然シテ連続セル山林ハ凡テ当事業区ト同様ナル林班ニシテ特別ニ有價ナル材木ナシ官林ニ於テハ適當ナル施業ハ着々実施セラル可ク保護モ充分ニ行ハレン故ニ官林ニ接スル部分ハ別ニ注意セサルモ可ナランカ民林及共有林ハ林業思想ナキ人民ノ処分ナル故ニ適當ナル施業ノ行ハル、理ナク保護モ充分ニ行キ届カザルハ勿論ナリ且ツ盜賊ニ侵入シ易キ故大ニ注意ス可キナリ尤モ注意ス可キハ当事業区内ニアル民林ナリ之等ハ保護上特ニ注意ヲ拂フ可キモノトス

氣候

當演習林付近ノ地ニ氣象觀測ノ行ナハル、ナク從ツテ之ガ適切ナル氣象上ノ統計ヲ茲ニ掲出スルヲ得ザルヲ恨トス僅カニ東南四里ニ位スル岩手種馬所及盛岡市ニ於テ不完全ナル氣温及雨雪量ノ觀測アルノミ而モ地勢著シク異ナリ是ヲ以テ山地ノ氣候ト相比較スルニ於テハ頗ル當ヲ得ザルノ觀アレトモ聊カ氣候概畧ヲ窺フノ一助ナラン茲ニ種馬所觀測ノ最近五六年ノ平均表ヲ示サントス

要スルニ本演習林附近ノ冬季氣候状態ハ寒威凜烈氣温華氏拾貳度ヨリ四十度ノ間ヲ昇降シ雪ハ大低十一月中旬ヨリ初マリ積雪二、三尺ナレドモ赤瀧附近往々三四尺ニ達スルコトアリ三月下旬(春彼岸)ヨリ融解ヲ初メ四月初旬全ク消失スト初霜ハ大低十月中旬ニシテ晩霜ハ五月中旬ニ終ル夏季ハ氣候華氏六十五度ヨリ九十一二度ノ間ヲ昇降スルト雖モ山中温サヲ覺ユルハ日中二三時間ニ過ギズ概シテ清凉ナリトス湿氣一般ニ適潤ナルモ風力強盛ノ為メ乾燥シ易ク峯通り及西方ハ多少乾燥ニ失スルノ感アリ四季西風最モ多ク冬季少シク北ニ偏シ夏季ハ概シテ南ニ傾ク風力強烈シカモ晩冬初春ノ候比較的乾燥セル烈風ノ為メ峯通ノ如キ充分ナル樹木ノ生長ヲ觀ルコト能ハザル所多シ

岩手縣種馬所ニ於ケル氣象表

年度	最高	最低	平均	晴	曇	雨雪	雨量	終霜	初霜
34年	90.5	23.0	56.4	192	72	101		5月28日	10月20日
35年	86.0	12.0	54.5	191	63	111		5月20日	10月10日
36年	87.0	20.0	55.3	177	74	114	1,402.0	5月23日	10月24日
37年	91.0	17.0	54.7	147	71	148	1,648.8	4月27日	10月12日
38年	86.0	21.0	47.7	186	78	108	1,500.8	5月24日	10月1日
39年	87.0	21.0	54.0	177	76	112	1,040.6	5月24日	10月27日

氣象表(四十年度ノ分) 昼温

事項 月別	温度			晴雨			降霜		風況	
	最高	最低	平均	晴天日数	曇天日数	雨雪日数	雨雪量	終霜		初霜
1月	38.0	16.0	30.3	16	9	6	34.9			西
2月	36.0	22.0	30.3	12	9	7	39.8			西
3月	48.0	25.0	36.0	16	12	3	44.0			西南
4月	68.0	34.0	51.0	18	4	8	111.3	13日		西
5月	78.0	45.0	37.0	16	8	7	152.7			西南
6月	83.0	54.0	68.0	14	10	6	122.5			西南
7月	86.0	68.0	77.0	21	7	3	59.8			西南

盛岡市役所ニ於ケル観測

事項 年度	最高		最低		年平均温度
	示度	月日	示度	月日	
36年	32.5	9月3日	-14.5	12月31日	9.00
37年	35.0	8月19日	-17.7	1月27日	8.65
38年	32.0	7月18日	-18.2	2月9日	6.90
39年	32.2	7月30日	-17.1	1月25日	8.39

地況及林況

一、地況

我演習林ハ東徑百四十一度四十八分北緯三九度四十二分ノ緯線ニヨリテ其中央ヲ貫通セラレシ御明神村字上野ヲ去ル西南約一里ノ地ヨリ御所村境界ニ至ル一帯ノ山岳地ニシテ東北及東南ハ稍開ケ山岳ハ西南西北ノ両面ニ於テ起伏シ抜海ノ度低キハ七百尺ヨリ最高千八百尺ニ達シ平均千三百尺ナリ

地質ハ基岩ヲ主ニ火山岩凝灰岩トシ第三紀層及第四紀古層ヨリ成リ又岩手山噴火ノ際降リタル火山灰及焼石ノ所々ニ点在スルヲ見ル從來ハ金堀澤及大鼓澤ニ面セル民有地ヨリ金鑛ヲ採掘セシモ今ヤ全ク比事ナシ土壤ノ内部ハ一般ニ壤土、粘土、又ハ壤土質植土ヨリ成リ其上部ハ溪谷ニ於テ一尺、峯筋ニ於テ四五寸ノ厚層ヲナセル埴質壤土ヲ以テ蓋ハル土地ノ深淺ハ大部分中ニシテ淺コレニ次ギ深ニ属スベキモノハ唯赤澤ニ沿ヒタル二三小班ニ於テコレヲ見ルノミ土地ノ結合度ハ大低コレヲ軟ニ認定スルモ可ナルベク唯第七林班内ノ二三小班ハ堅ニ属ス湿度ハ多ク潤ニシテ乾コレニ亜ギ傾斜モ緩及ビ急ヲ主トシ地位ハ一般ニ3ニシテ4之ニ次ギ2ニ属スベキモノ甚ダ稀レナリ氣候ハ冬間ハ寒氣頗ル凜烈ニシテ古老ノ言ニセレバ温度ハ普通華氏式拾度ヲ上下シ拾度ニ降ル亦稀有ノ事ニアラズトイフ積雪ハ平年ヲ四五尺トシ又多キハ六七尺ニ達シテ全ク交通ノ杜絶スルコトアレドモ一又冰雪ノ利用即チ樵ヲ利用シテ木材其他貨物ノ運搬ニ便アルノミナラズ春季三月ヨリ四月ニ亘リ融雪ノ為メ谷河ノ著シク増水アルヲ以テ管流筏流ノ利アリ常風ノ方向ハ四季主ニ西風ニシテ南風及北風コレニ次ギ雨量ハ割合ニ小ナリ然レドモ亦稀レニ降雨ノ前徴トシテ

東南風ノ来会スルコトアリ暴風ノ如キモ亦稀レニシテ唯二百十日或ハ其ノ前後ニ於テ来襲スルコトアレドモ大害ヲ醸成スルガ如キハ甚ダ稀ナリ

今茲ニ吾人ハ我演習林内ニ於テ氣象表ヲ掲グル要アルモ如何セン
従来其觀測セラレタルモノアルナリ、サレバ茲ニ盛岡及宮古ノ觀測所ノ觀測ノ結果ヲ掲グト雖モ海岸地ナル宮古ト数十里ヲ隔テ山岳地ナル我演習林トハ其間氣象上自ラ同一ナラザルモノアルハ又止ムヲ得ザル所ナリ

明治三十七年度 (盛岡ニテ觀測温度摂氏)

気温		降水量		快晴日数	曇天日数	降水日数	暴風日数	最多風向
年平均	平年	総量	平年					
11.4	11.6	1,315.8	1,389.3	73	159	190	27	南

明治三十八年度 (盛岡ニテ觀測)
平均空氣温度 (摂氏-印ハ0度以下)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	最高 月日	最低 月日	平年
0.9	-98.7	2.7	8.1	15.3	20.1	22.9	20.5	19.6	14.5	6.6	3.6	11.2	32.0 7月17日	-81.8 2月20日	10.7

雨雪ノ總量 (ミリメートル)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	24時間最多	全月日	雨雪日数	平年
55.8	59.3	6.0	74.5	20.1	154.3	122.4	324.8	184.8	158.4	40.8	115.3	1497.7	82.2	8月8日 8月22日	171	1377.0

注：年の値を計算すると1316.5となる

明治三十八年度 (宮古觀測)
空氣ノ温度

	平均	最高	月日	最低	月日
1月	1.1	11.9	1	-92.8	1 31
2月	-98.2	10.2	2	-88.9	2 7
3月	1.8	21.3	3	-91.3	3 7
4月	5.6	22.4	4	-96.1	4 16
5月	12.8	27.0	5	2.0	5 12
6月	15.8	25.7	6	8.2	6 5
7月	19.0	31.2	7	6.6	7 7
8月	18.2	29.1	8	12.5	8 20
9月	18.3	31.6	9	5.3	9 30
10月	12.9	22.7	10	-99.7	10 28
11月	6.8	21.9	11	-97.0	11 25
12月	3.6	16.8	12	-92.0	12 29
平均	9.5	—	—	—	—
平年	10.1	36.2	29年8月 3日及全6日	-84.3	35年 1月25日

二、林況

我演習林内ニ存スル樹木ハ何レモ天然生ニシテ其峯筋ニハ多ク羅漢柏ヲ主木トシ溪谷ノ如キ低湿地ニハ七葉樹、ナ、カマド、サハグルミ等ヲ見ル而シテ是等両者ノ間ヲ連結スルモノハ、ホ、ブナ、カヘデ等ニシテ又一部群生ヲナセルハ赤松及杉ヲ存スレドモ何レモ全面積ニ比スレバ甚ダ小ナルモノナリサレバ當演習林現在ノ林況ハ峯筋ノ羅漢柏及一二ノ個所ニ群生セル杉並ニ赤松林ヲ除キテハ極メテ多数ノ樹種ヨリ成ル雜木林ニシテ此中、ナラ、ブナノ如キ其大ナルモノニ至ツテハ年齢既ニ数百ヲ算シ直径二尺ヲ越ユルモノ少ナカラズ稀ニ又一間ニ達スルモノ所々ニ点在セリ而シテ是等老大ナル雜木ノ下木トシテ天然ノ下種ニ依リ叢生セル羅漢柏ノ一二年生ヨリ二三十年生ニ達セル稚樹ヲ有シ所謂二段林ノ状態ヲ保チ今後長年月ノ後ニハ下木ヲナセル羅漢柏ハ雜木ニ代リテ遂ニ其純林タラントスルノ趨勢ヲ示セリ思フニ吾人ガ近隣セル森林ニ羅漢柏ノ林相ヲ認ムルヨリ推測スルトキハ我演習林モ往時ハ又羅漢柏ノ美林ヲナセルモノアリシナランモ當演習林ニ境界ヲ接スル御明神及御所ノ兩村ハ吾人ノ稀レニ見ル貧村ニシテ固〔ママ〕来ヨリノ悪習慣並ニ監督不行届ノ結果此兩村ヨリ盜伐者頻々侵入シテ兩〔ママ〕木ヲ伐採シ或ハ剥皮シテ立枯トナスノミナラズ由来当地方ハ古来ヨリ畜産業盛ナルニ依リ秣ノ需要極メテ多ク為ニ原野ニ火入ヲナシテ森林火災ヲ惹起セシコト亦一再ニシテ止マラズ、是等諸ノ悪因ハ遂ニ今日ノ如キ荒廢セル雜木ノ林相ヲ呈セシムルニ至レルモノナルベシサレバ吾人ハ従来行ヒ来リシ作業ニ對シ強イテ命名セントセバ扱伐喬林作業ヲ以テ穩當ノモノナリトセンカ

雜木林ハ面積五百四拾八町六六〇八、ニシテ實ニ全面積ノ六割七分八厘余ニ當リ演習林ノ大部分ハコレニヨリテ占有セラル此雜木林中ニハナラ及クリノ殆ンド群生狀ヲナセル個所アレトモ其区域全面積ニ比スレバ極メテ小ナルモノニシテ茲ニ特記スルノ必要ヲ認メズ

羅漢柏ハ面積百五拾三町、八二六三ニシテ全面積ノ一割九分ニ當リ赤松林ハ第六、七、兩林班ニ存スルノミニシテ其占有スル面積拾壹町三四二五、全面積ニ比スレバ其一分四厘ニ當レドモ高齢ニ達セルモノ少ナリ加之多ク疎立ナルヲ以テ真直ナル生長ヲナサズ從ツテ用材タルベキモノ稀ナリ杉ハ主ニ四、五、及十林班ニ存スレドモ純粹ナル群生ヲナサズシテ其間ニ多数ノ雜木ヲ混ズ然レドモ其傳播セル面積貳拾町二〇七〇ニシテ全面積ノ二分五厘ニ相當スト

今各小林班ニテ調査セシ樹齡及疎密度ノ平均シタル結果ヲ挙グレバ左ノ如シ

樹種名	年齢	疎密度
雜木	四四	〇、六七
羅漢柏	五六	〇、七一
松	四五	〇、三六
杉	四七	〇、七九

以上ノ外除地ハコレヲ合計シテ貳拾壹町三五〇〇九、外ニ參拾六町五八七二ノ未立木地ヲ有ス今本演習林内ニ存スル主ナル樹種及其所属科名ヲ挙グレバ左ノ如シ

松杉科	アスナロ、スギ アカマツ、子ズコ
穀斗科	ブナ、コナラ、オ、ナラ、ミツナラ、クリ カシハ
樺木科	ハンノキ、ヤマハンノキ、ハシバミ、ツノハシバミ、 ヒメヤシヤブシ、アカシデ、サハシバ、シラカンバ
槭樹科	カヘデ、メイゲツカヘデ、イタヤカヘデ、ヒトツバカヘデ、 ミ子カヘデ、ウリハダカヘデ
齋墩果科	エゴノキ、ハクウンボク
五加科	タラノキ、ハリギリ、コシアブラ、タカノツメ、 ウコギ
木蘭科	ホオノキ、タムシバ、コブシ、クロマツブサ

七葉樹科	トチノキ、
薔薇科	ウハミヅサクラ、ナ、カマド、アヅキナシ、 カマツカ、ヤマザクラ、ナシ、ヤマナシ、ヅミ コメウツギ、ノイバラ、クロイチゴ、シウリ キイチゴ、クマイチゴ、スモ、エビカライチゴ ウラジロノキ、ナハシロイチゴ
省沽油科	ミツバウツギ、ツリバナ、
山茶萸科	ミヅキ、ヤマバウシ、アヲキ、ウリノキ、ハナイカダ
胡桃科	サハゲルミ、
田麻科	シナノキ、オホバシナノキ、
冬青科	アヲハダ、ヒメモチ、イヌツゲ、
楊柳科	ヤマナラシ、ドロノキ、コリヤナギ、
鼠李科	イソノキ、クロウメモトキ、クマヤナギ、
忍冬科	ガマヅミ、カンボク、タニウツギ、ヤブデマリ、ムリカリ〔ムシカリか?〕 ツクバ子ウツギ、ミヤマガマヅミ、ニハトコ、
荳科	ハギ、フヂ、サイカチ、イヌエンジユ、子ムノキ、
虎耳草科	ウツギ ノリノキ、サハアヂサキ、ヤシヤビシヤク、 ツルアヂサキ、イワガラミ、
木犀科	アヲダモ、イボタ、
石南科	レンゲツ、ジ、ヤマツ、ジ、ホツ、ジ ナツハゼ、ハナヒリノキ、 ムラサキヤシホツ、ジ、アクシバ、シヤクナゲ
葡萄科	エビヅル、サンカクヅル、ヤマブドウ、ノブドウ
木通科	アケビ、ミツバアケビ、
猫猴桃科	マタ、ビ、サルナシ、
漆科	ヤマウルシ、ヌルデ、ツタウルシ
灰木科	サハフタギ、
令法科	リヨウブ
衛矛科	ニシキヅ、ツルウメモトキ、マユミ、ツリバナ
金縷梅科	マンサク、
旌節花科	キフヂ
樟科	クロモヂ、
一位科	イヌガヤ、
桑科	ヤマグハ
苦木科	ニガキ
榆科	ハルニレ、オヒヤウ、ケヤキ、
雲葉科	カツラ
胡頹子科	アキグミ、
檀香科	コセウノキ、
馬鞭草科	ムラサキシキブ、クサギ
泡吹科	アハブキ、
大戟科	ユヅリハ、
百合科	サルトリイバラ、ヤマカシウ、
毒空木科	トクウツギ
芸香科	サンセウ
禾本科	子マガリタケ、クマザ、
槲寄生科	ヤドリキ

林道防火線及砂防工ニ関スル事項

(一) 林道

従来當事業区ノ運搬器関トシテハ更ニ完全ナルモノナク専ラ中央ヲ貫流セル赤澤川ヲ利用シ来リシモ本川ハ水量ニ乏シク且ツ河底淺クシテ其利用期間ハ古老ノ言ニ聞クニ僅カニ春季、雪消ノ候拾數日ニ過キズ(尤モ此期間ニハ尺角三間物ヲヨク搬出シ得ベシト)盛夏ニ際シテハ河水殆ンド枯竭シ堰堤等ヲ設クルモ尚大材ハ之レヲ搬出シ難キヲ以テ将来林況ノ整理セラレテ多大ノ年伐材積ヲ搬出セサルベカラザルニ至レバ到底一赤沢川ヲ以テノミ満足

シ得ベキニアラズ必ズヤ林道ノ設定ヲ必要トスルニ至ルヤ明カナリ、依テ今日はレガ豫定線及ビ經費ヲ概定シテ将来事業ノ進捗スルト共ニ第一期第二期第三期線ト漸時コレガ設定ヲ期セントス

第一期線、 春木場ヨリ寄宿舎ニ到ル一里八町間 道幅二乃至三間
經費豫算、壹千〇三拾四圓（二間幅一間ニ付キ五拾弐ノ割合）

本線ハ既ニ不完全ナガラモ幅壹間乃至參間ノ道路開通シテ荷馬車辛ウシテ通行シ得ベキ程度ニアリ殊ニ縣道ヨリノ分岐点ヨリ約拾町間ハ當村費ヲ以テ改修スルノ計劃アルヲ以テ二個ノ架橋個所ヲ除キテハ工事極メテ容易ニシテ工費亦前記ノ如ク比較ノ少額ニシテ足ルベシ

第二期線、 寄宿舎ヨリ金山事務所ニ到ル貳拾六町五十二間間道幅二間經費豫算壹千九百參拾六圓（二間幅一間ニ付キ壹圓貳拾弐ノ割合）

本線亦旧道ノ開通スルアルヲ以テ将来ノ新設線モ亦大体コレニ沿フテ設置スルヲ得策ナリトス然レドモ現在、道路ヲ擴張セシノミナランニハ傾斜屈曲等大材ノ搬出ニ差支ル個所五六存スルヲ以テ新線ノ設定ニ際シテハ是等ヲ輕減スルト俱ニ二三ノ待避所ヲ設クルノ必要アリ

第三期線 金山事務所ヨリ黒滝、赤滝両支流ノ會合点ニ到ル約貳拾五町貳拾四間道幅二間、經費豫算參千八百拾圓（二間幅一間ニ付キ貳圓五拾弐ノ割合）

本線ノ豫定ハ赤沢川ニ沿ヒテ全く新道路ヲ開鑿セントスルモノニシテ土地險峻切土盛土及架橋個所多クシテ當工事中ノ最難線ナリトス從ツテ比較ノ多大ナル經費ヲ要スト雖モ以上ノ外他ニ適當ナル比較線ナキヲ以テ又止ムヲ得サル所ナリ

是等ノ三豫定線ハ何レモ大畧赤沢川ニ沿ヒテ走ルモノニシテ區劃主線ト一致シ主林道ト稱スベキモノナルモ第六林班ハ地勢上是レヲ利用シ難キ位置ニアルヲ以テ春木場ヨリ該班ニ通ズル現在ノ里道（幅約一間半乃至二間）ヲ利用セザルベカラズ

以上ハ専ラ主林道ニ付キテ述ベタルモ尚各支流ニ沿ヒテ副道ヲ設クルノ必要アリ副道モ亦木材ノ搬出ニ資シ得ベキ程度ニ設定スルヲ可ナリトスルモ大金掘沢（該沢ニハ約九尺ノ道路アリ）ヲ除キテハ地勢及經費等ノ到底コレヲ許サザルヲ以テ單ニ三尺内外ニ歩道ヲ開通シテ人夫ノ往復ニ便ナラシムルヲ以テ満足セザルベカラズ

(二) 防火線 全長五百六拾八間經費豫算百七拾圓（壹間ニ付參拾弐ノ割合）

第六林班ノい及ハ小班一帶ノ地ハ概シテ原野ニシテ民有牧草地ニ隣接シ常ニ馬匹ヲ放チ及ビ牧草ノ發生ヲ促サンガ為メニ野火ヲ用フルノ慣習アリ其被害ハ引イテ當林班ニ及ブヲ以テ以上ニ小班ト民地トノ境界ニハ固定防火線ヲ設クルノ必要アリ而シテコレガ設計ノ大要次ノ如シ

下幅五尺、上幅一尺二寸、高サ五尺ノ土壘ヲ築キ其外側ニ沿フテ一尺ノ大走ヲ置キ上幅五尺底幅三尺深サ一尺二寸ノ溝渠ヲ穿ツベシ

(三) 砂防工、 全面積弐町、二一八三、經費豫算貳百四拾四圓弐拾弐
第五林班ハ小班ハ即チ該工事を施スベキ個所ニシテ急斜ナルヲ以テ工事ハ甚ダ困難ヲ極ム、切芝砂防工ニヨルトキハ其材料ヲ得ルニ多大ノ費用ヲ要スルノミナラズ其目的ヲ達スルコト能ハザルヲ以テ粗朶工ヲ施スコトトセリ設計ノ大要次ノ如シ

杭間三尺列間二間、杭六千六百五拾五本コレハ附近ノ林ヨリコレヲ供給シ粗朶ハ其枝條ヨリ得

第三章 森林區劃

一、事業区ノ總面積林班數小班ノ各面積並ニ區劃設計ノ理由

- (一)、事業区總面積 七九二町六四一一
 (二) 林班数 一〇
 (三) 林班ノ各面積

林班名	面積	備考
1	76 . 町 7221	
2	91 . 6491	
3	106 . 5816	
4	60 . 1336	
5	82 . 5472	内除地 20町4939アリ
6	60 . 4511	
7	77 . 4155	内除地 0町8570アリ
8	70 . 6550	
9		
10	96 . 3632	

計10個

(四) 區劃設計理由

本事業區ハ殆ンド全部丘陵起伏セル山岳地ヲ以テ形成セラレ風向
 (常風又ハ暴風) 西ナリ加フルニ収入ノ關係極メテ僅少ナルヲ以テ其區
 劃主副線ヲ定ムルニ當リ是等諸点ヲ鑑ンミ以テ斯克創設
 セリ即チ區劃主線ハ赤澤川ヲ利用シテ是レニ當テ區劃副
 線ハ道路河澤峯等ノ如キ苟モ天然境界ニヨリ得ベキ箇所ハ
 専ラコレヲ利用セリ從ツテ各林班ノ面積ハ不同ナルヲ免レザルハ又止
 ムヲ得ザルナリ而シテ區劃主線ハ一副線ハ八ナリトス

二、小班ノ数及其平均面積

- (一) 小班数 四〇
 (二) 小班ノ面積 一九町六反八畝三步

第四章 森林調査ノ方法

當森林ハ針葉潤葉ノ不規則ナル混淆ニシテ樹齡一定セズ平均林齡ノ不
 秩序ナル林木配列セル不法正ノ森林ナルヲ以テ調査スルニ於テモ困難ニシテ材
 積査定ニハ比較の多数ノ標準地ヲ取ラザルベカラズ今當該森林ヲ調
 査セシ方法ノ大畧ニ述ブルハ次ノ如シ

當森林ノ林班及小班ハ前年ニ於テ區劃セラレタルモノニヨリ十林班ヲ分チ五組ニ
 分レ各組ヲシテ其二林班宛ヲ分担セシメ各分担区域ノ林班小班界ヲ踏査
 シ小班ニシテ現今ノ林相上變更ノ必要アル部分ハ之ヲ分合シテ新ニ小班ヲ
 区分セリ之等林班小班ハ「プランメーター」ニヨリ數回平均ノ結果ヲ
 以テ其各ノ面積ヲ算出セリ

地位ハ此地方一帶ニ標準ヲ取り之ニ比較シテ等級ヲ定メ森林中最上ノ地位
 ヲ二ト定メ樹種及混淆部合ハ査定中林相ニヨリ殊ニ混淆部合ハ尚材積
 調査ニ定メタル標準地ヨリ平均參酌シテ之ヲ定メ粗密度ハ小班各部ノ鬱
 閉度ヲ平均シ目測ニヨリテ之ヲ定メタリ

材積ハ標準地見積或ハ比較ニヨリテ査定シ標準地ニヨルモノハ小班中標
 準タルベキ地ニ一反歩(十五間廿間ノ矩形)ヲ撰ビ各直径次ニ分チテ之ヲ実測
 シ之ニヨリテ標準木ヲ算定シ其ノ相当ナルモノヲ伐採シ或ハ目測ニヨリテ其高
 サヲ求メ此ノ一樹ノ材積ヨリ標準地ノ材積尚進テ一町歩ノ材積ヲ計算シ小班
 ノ面積ヲ乘シテ該小班ノ材積ヲ求メタリ見積及比較ニヨルモノハ前標準地
 法ニヨルモノヲ基準トシ林相ニ鑑ミテ之ヲ定メタリ

林齡トシテ標準地ニ授レル處ハ標準木ノ年齡ニヨリ他ハ比較目測ニヨルモノトス
 齡級ハ一齡級ヲ廿年宛トシ平均林齡ニヨリテ其属スル齡級内ニ編入ス

林位ノ決定ニハ地位材積平均生長等ニヨリ平均生長量ハ一町歩ノ材積ヲ其ノ林齡ニテ除シ之ヲ求メタリ
除地ハ地質及地勢上将来モ尚當分施業シ難シト認メタル地域ナリ

第五章 将来ノ施業方針

本事業区ニ於ケル現在林相ハ林況ノ条ニ於テ述ベシ如ク頗ル複雑ヲ極ムルヲ以テ充分ナル整理ヲ要スルハ勿論ナリ此ニ其整理期ヲ四十年ト定ム現今ノ如キ林相ヨリハ成可速ニ改メテ方正[ママ]ノ状体ニ導クヲ以テ得策トス從テ整理期ヲ短縮スルヲ要スト雖他方ニハ成可犠牲ヲ少カラシムルト又收利ヲシテ断絶セシメザルコト共ニ忘ルベカラザル点ナリトス

今前定ノ如ク整理期ヲ四十年トスル時ハ其初ニ於テハ現今潤葉樹中最老林齡平均五六十年ナルモノヨリ漸次伐採シ行ク時ハ最幼区ノ七八年乃至十年ノモノハ整理期ノ終ニ於テ四五十年ニ達シ伐採セラル、ヲ以テ本森林ハ畧同一伐期五十年以内ニ皆伐シ終ルヲ得ベシ次ニ現存雜木皆伐ヨリ得タル材ヲ利用スル上ヨリ見ルモ先之等ノ材ノ過半ハ薪炭材トナルベク此ニ適スル年齢ニハ炭材トシテハ三十年位ノモノ最可ナランモ薪材ニ於テハ四五十年ヲ以テ差支ナシト信ズ他ノ一部ノ需用ハ燐寸ノ軸木ニシテ前章經濟ニ関スル事項中ニ述ルガ如キ現況ナリト雖今後益需用ノ増加スルコト殆ド疑入レズ然リ而シテ之ニ適スル直徑ハ七一・九寸位ナリト云ヘバ現今ノ生長状体ヨリ推シテ四五十年位ニ伐採スルヲ以テ之又適當ナリト云フベキカ又諸處ニ混在スル松杉等ハ整理期中ニ於テ適當ナル伐期ニ達スルヲ俟テ之ヲ伐採スベシヒバニ付テハ成可其混在雜木ヲ疎伐シテ整理期ノ終末ニ伐採スルニ勉ムベシ

斯ノ如ク針澗何レニセヨ常ニ成可適當ノ伐期ニ達セシ時伐採スルニ勉ムベシト雖又伐採順序ノ如何ヲ鑑ミ多少ノ犠牲ハ素ヨリ辭セザル處タルナリ收利ノ連続如何ト云フノ点ヨリ見ルモ整理期間ニ於テハ年々略廿町歩ヨリノ雜木林ヲ伐採シ收入ヲ得ベク又四十年ノ后ニ至レバ既ニ新成セラレタル喬林(赤松及杉)ノ皆伐收穫ヲ得ルニ充分ニシテ其后廿年内外ヲ經過セバ既ニ一部(赤松)主伐收穫ヲ得ベク依テ以テ此整理期ニヨリ年々成可同額ノ收入ノ断絶スルコトヲ免レ得ベキナリ

更ニ又之ニ要スル労働者ノ方向ヨリ見ルモ四十年ノ整理期ニテハ年々廿町歩ノ新植ヲ要シ一町歩四〇〇〇本植トスレバ八万本ヲ要シ一日一人四〇〇本植トスレバ二百人役即畧廿人宛ヲ十日〔一字不明〕使役スルコトトナリ其他伐木運材及特別ノ造林準備ノ勞力ヲ要スベケレバ之等ヲ通算シテ畧地方労働者ノ供給勞力ニ近シト信ズ

樹種ノ撰定ニ付テモ大ニ議論ヲ存スルモ此ニ森林ノ現況及将来ノ事状ニ鑑ミ取ルベキノ樹種ハ其赤松杉ヒバ(潤葉樹ヲ加フレバ栗)ノ三種ヲ算フベキカ然モ本事業区ニ於テハ唯赤松及杉ノ二種ニ限ラントス其ヒバヲ棄ツルノ理由ハ本事業区凡八〇〇町歩ノ面積ハ三ノ作業級ヲ成立セシムルニハ余リ過小ナルコト其一ナリトス然シテ只ヒバヲ利トスルハ既ニ該林中ヒバノ天然生ノモノ多ク存シ之ヲ保護撫育スルニ於テハ尤廉價ニシテヒバノ純林ヲシテ成立セシメ得ルニアリト雖此ノ如キハ非常ノ長年月ヲ要シ然モ成立セル森林ハ不規則ナル林相ヲ免ル、能ハズ然モヒバ林現今狀況ヲ見ルニ生長不良ナルハ林況ノ条下ニ見ル如ク尚少ク老大ナルモノニ於テハ心枯ヲ見ルコト多ク良好ノ生長セルヲ見ズ生長ノ遲緩ナルハ從テ輪伐期ノ延長ヲ要シ從テ非經濟的タルヲ免レザルナリ其價額ハ經濟ノ条項ノ下ニ於テ述ベシ如ク他ニ比シ高價ナリト雖需用ニ於テハ当地方ニ於テハ到底松杉ノ敵ニアラザルナリ

之ニ反シ杉ニ於テハ現在既ニ該山ニ存在セル杉林ニ就テ見ルモ亦隣接地ニ於ケル人工植栽杉林ノ生長状体ヲ見ルモ頗ル佳良ナル其價額モ割合ニ高キ当地方ニ於ケル需用ノ多キ等ヨリ本樹種ヲ擇ビ主トシテ本事業区奥半部約五百町歩計リ比較的地位良好ノ地方ニ栽植スベシ

赤松ニ於テハ其伐期ノ短クシテ收入ヲ得ルノ速カナルコト事業区前半部ハ地力衰
耗シテ赤松ニ最適スル地多キコト地方ノ需用多キコト既ニ事業区ノ前方ニ
於テ赤松林ノ存在アリテ生長良好ナルコト等ヨリ事業区中前半三百町計ハ
之ヲ採用スルヲ以テ利益アリト信ズ若シ其レ奥半部ニ至テハ濁葉樹ノ萌芽盛
ナル為メ赤松ノ如キ陽樹ハ尚圧倒セラル、恐アリ且地味尚良好ナレド寧コ之ヲ
杉ニ譲ルノ有利ナルニ如カザルナリ

輪伐期ニ於テハ杉ハ經濟ニ関スル事項ノ下ニ見ル如キ需用ニテ之等ノ需
用ニ最適セル直至ヲ得ルニハ少クモ百年以上ヲ要スト信ズ此ノ實用
的輪伐期ニ基キ財政的輪伐期ニ最近シト信スル百年ヲ以テ最適
ナリト思考セリ

赤松ニ於テハ其需用七八寸ヨリ尺角ニ至ルモノ最大ナルヲ以テ現今ノ三
十五年内外ニシテ約七寸位ナル生長ヨリ此需用ニ適當スル輪伐期ヲ
推算シ且成可財政的輪伐期ニ近カシメントシテ七十年ヲ以テ之ガ輪
伐期ト決定セリ

作業種ノ撰擇ニ関シテハ勞力並ニ運搬其地ノ關係ヨリ皆伐連年作
業トシテ人工造林ヲ取り主トシテ植栽ニヨリ土地ニヨリテハ播種ニヨルコトアリ
トス前述ノ如ク樹種ヲ二種採用セシ為メ僅少面積ヲ保持スルニ拘ラズ尚
敢テ連年作業ニヨラントスル所以ノモノハ第一伐木運材ノ關係第二ニ勞力ノ
關係及連年作業本来ノ性質トシテ年々同一ノ收穫ヲ得ルコト勞力者
ヲ得ルニ便益アルコト彼等ヲシテ仕事ニ熟達セシムルコト經濟市場ノ
關係有利ナルコト等連年作業ニヨラシメタル所以タリトス又本事業区カ
人工更新ニヨルヲ以テ天然更新ニ於ケルヨリ有利ナリトスルハ一見明カナル所
ニシテ天然更新ニヨル時ハ風向ノ關係悪シク又施業撫育上ニ於テモ複
雜繁勞ニシテ經濟的ニテ却テ有利ナリトセザルナリ前整理期中特ニ
天然更新ノ様アルノ地ハ勿論ニヨルモノトス、

人工造林ニヨルトスレバ從テ之ニ要スル苗木ハ事業区内ニ於テ苗圃地ヲ設定
シ之ヲ育成スルヲ以テ經濟上ヨリ見ルモ事業上ヨリ見ルモ其レ得策ナリト
スルヲ以テ適當ノ地ヲ撰ビテ苗圃ヲ設計スルヲ要ス之ニ要スル面積ハ杉及松
各毎年四万本宛ヲ要ストスレバ(前整理期中年々廿町宛新植トシ
二回床換苗ナリトス)杉ハ二反三畝十歩赤松ハ二反〇廿五歩之ヲ計シテ
四反三畝五歩約五反歩ト見レバ盡大差ナキヲ保スベキカ

第六章 收穫予定ノ方法及其量

既ニ將來施業方針ノ項ニ於テ述ヘタル如ク本事業区一般ニ
復雜ナル林相ヲ呈セルヲ以テ整理期ヲ四十年トシ漸次之ガ改良
ニ努メ成可犠牲ヲ減シ又収利繼續セントスルニアリキ故ニ一方ニハ盛
ンニ未立木地ノ造林ヲ行ヒ又他方ニハ不正ナル雜木ヲ伐採シテ植樹
シ或ハ天然更新ニヨリ漸待状態ヲ改メ將來本事業区

ヲシテ赤松及杉ノ皆伐喬林作業ヲ擇ラントス然シテ赤松
作業ヲ取ラントスルハ一、六、七、八、ノ林班ニシテ此面積二百八十五町
二反三畝歩ニシテ一部ハ人工植栽ニヨリ一部ハ天然更新ニヨリ
又其他地味比較的良好ナル二、三、四、五、九、十林班ニハ杉ノ
喬林作業ヲトラントス之レ赤松ハ南部杉ノ名ト共ニ需用廣
ク杉モ又經濟ニ関スル事項ニ記セシ如ク独リ当地方ノ需用多大ナル
ノミナラズ各地用材トシテ之ヲ待ツコト多シ故ニ用材トシテ此等供
給ニ應セントスルニアリ
今後改良ヲ要ス可キ施業地面積及材積ヲ挙クレバ左ノ如シ

樹種	面積	現在蓄積	林齢
雑木	548.町66	157875.73	
ヒバ	153.83	38905.83	
赤松	11.34	2866.75	
杉	34.20	5119.19	

注：蓄積の単位は石 (0.2783m³) か？

第七章 造林予定ノ方法造林面積
及造林費概定額

樹種	面積	経費
杉	120.町17	4518.円392
赤松	90.55	2917.595

内訳

樹種	新植		補植	植樹本数		経費
	未立木地	更新地		新植	補植	
杉	—	120.町17	120.町17	519111	本 77870	4518.392
赤松	28.町16	62.39	90.55	390975	本 39098	2917.595

備考：造林基案及び第八章肢〔ママ〕出之部参照ノコト

注：経費の単位は円か？

植栽

植栽ノ時期ハ四月中旬及下旬ノ廿日間ニ行フモノニシテ其方法ハ杉赤松共ニ五尺方形植樹法ニヨリテ伐採跡地ニ直ニ植栽ス未立木地ハ可成速カニ植栽スルヲ利トスルヲ以テ其大部分即チ三四町、九ノ内二八、一六ヲ第一施業期間ニ植栽スルコトトセリ

苗木ハ苗圃設計ニ記述セシ如ク杉ハ満四年生赤松ハ満三年生ヲ植栽スルヲ以テ明年度ヨリ植栽ヲ始メントスレバ勢ヒ今後杉ニ於テハ四ヶ年間赤松ニ於テハ三ヶ年間苗木ヲ買上ケサル可カラズ今之ガ経費ヲ挙ケレバ左ノ如シ

杉	1193.960	四ヶ年間買上クルモノニシテ一本運賃共五厘ノ割
	1074.564	四年後苗圃ヨリ得タル苗木六ヶ年分但シ 一本三厘ノ割
赤松	387.063	三ヶ年間買上クルモノニシテ一本運賃共三厘ノ割
	602.098	四年後苗圃ヨリ得タル苗木六ヶ年分但シ 一本二厘ノ割
計 杉	2268.524	
赤松	989.161	

注：単位は円か？

補植

植栽ノ翌年一回行フモノニシテ杉ニアリテハ一割五分赤松ニアリテハ一割ヲ補植スルモノトス

手入

新植ノ年ヨリ五回即チ初年二年四年六年九年毎ニ

其夏期土用中ニ行フ

次ニ参考ノ為メ之等入夫一日ノ功程及賃金ヲ挙クレバ次

表ノ如シ

	一日一人ノ功程	日給
新植	四〇〇本	三五匁
補植	三〇〇本	三五匁
手入	二反	三〇匁

施業制限地(五林班にほ小班)ニ関シテハ森林調査

簿ニ示センガ如ク地ニシテ山骨露出シ傾斜甚

シク未ダ地ニ停止セリトハ認メラズ所謂保安林ノ

性質ヲ帯ブル山地ナリ故ニなら、くり等ノ深根性潤

葉樹ヲ植栽シ整理期後ニ於テハ択伐作業ヲ擇

ルコトトセリ但シ第一施業期ニ於テハ未立木地植栽ノ

為メ比較的多大ノ経費ヲ要スルヲ以テ之ガ造林事

業ハ第二施業期以後ニ於テ行フコトトセリ

第八章 将来収支ノ見込

本事業区ノ現況ハ前章ニ記述セシ如ク林相錯雑ナル

ヲ以テ勢ヒ林相改良并ニ植樹ニ向ツテ主力ヲ盡スラ當然ト

ス故ニ整理期間ニ於ケル収入ハ割合ニ僅少ナリトス今第一

施業期間ニ於ケル平均一町歩ニ對スル収支ヲ掲グレバ左ノ如

シ

収入之部

雑木	金54圓70銭	54棚7
	備考	山元代價1棚1円ノ割合

支出之部

杉	苗木代 (新補植共)	24.89	4978本代 (第 [未確定のため空欄] 章参照)
	新植費	4.33	(1日1人400本植10人8分 日給40匁)
	補植費	0.88	(1日1人300本、2人2分 日給40匁)
	手入費	7.5	植付年ヨリ五回手入面積 5丁 [ママ] 歩1人1日2反歩日給30匁)
	計	37.6	
赤松	苗木代 (新補植共)	14.256	4752本代
	新植費	4.33	(1日1人400本植10人8分 日給40匁)
	補植費	0.44	(1日1人300本、1人1分 日給40匁)
	手入費	7.5	植付年ヨリ五回手入面積 5丁 [ママ] 歩1人1日2反歩日給30匁)
	計	26.526	

(注：単位は円)

平均1町歩ノ支出33円81匁5厘

収支ノ差20円88匁5厘

施業期編入ノコト

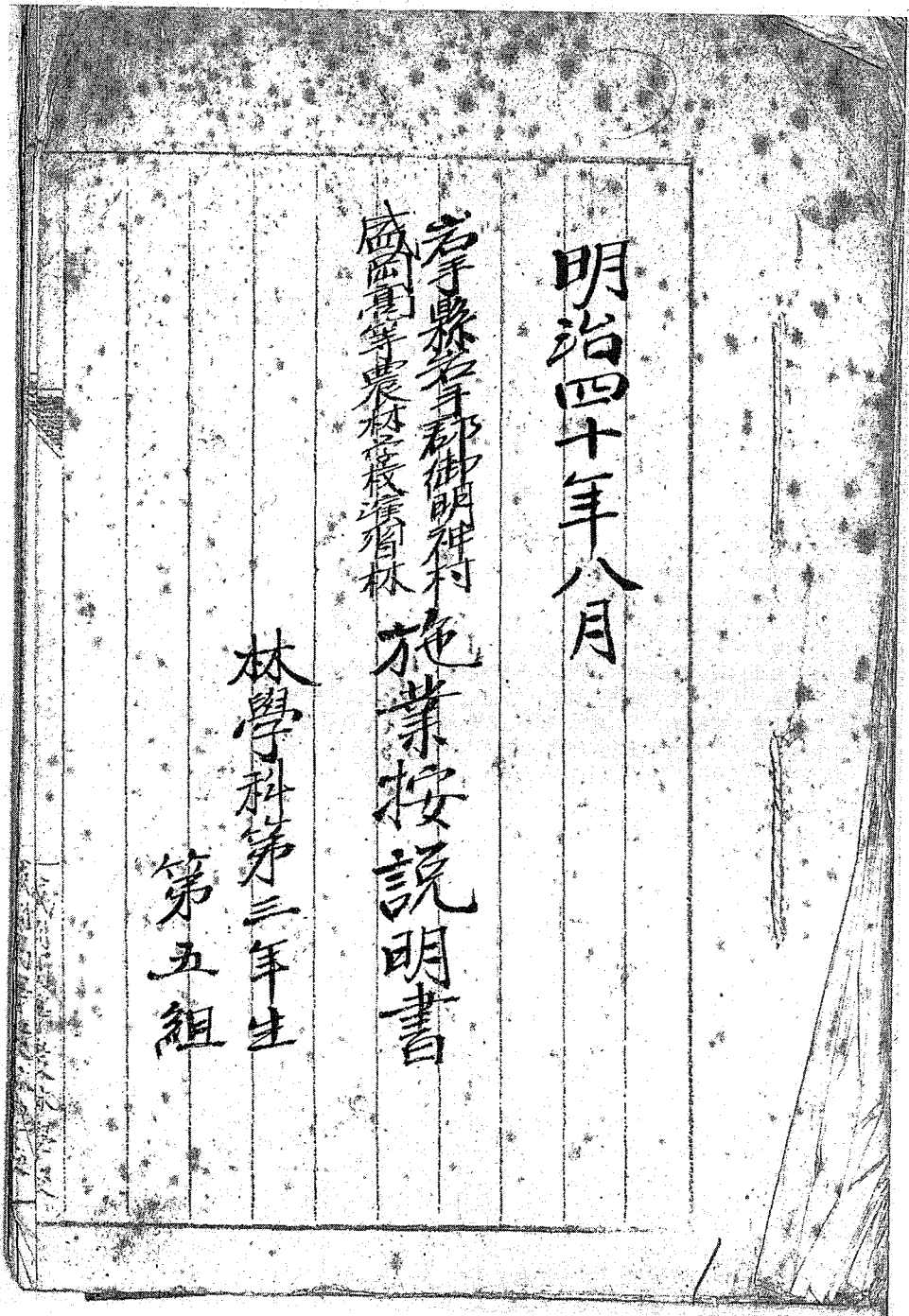
熟ラ本事業區現今ノ蓄積ヲ考フルニ錯雜ナル雜木ノ間二年齡不定ノ針葉樹混在シ、斧斤ノ入りテヨリ良木續々伐採サレ乱伐ノ行ハレシコト茲ニ數百年、雜木ノ如キハ其萌芽ニヨリテ成立シ針葉樹ハ天然下種ニヨリテ成生シ嘗テ合理の手入保護ノ行ハレタルコトナク成ルニマカセテ来リタルモノナリ、以上ノ如キ有様ナレバ其蓄積ヲ法正ヲ遠カルコト著シク材積林齡ノ調査モ容易ナラズ從ツテ又施業期編入ノ順序等モ少ナカラズ困難ナリ今其調査ニヨレル現今ノ蓄積及林齡ハ各林班ヲ通シテ前表ノ如シ、而シテ現今ノ状態ヨリ鑑ニミ可成の犠牲ヲ少ナクシ夫々各施業期ニ編入セシ方法理由大体次ノ如シトス

第六林班及第七(い)及ビ(へ)小班等現在ヨリ松ヲ生ジ其生長稍可良ニシテ未ダ熟季ニ達セルモノナク今コレヲ第一施業期ニ編入シ直チニ此松ヲ利用スルコトハ整理伐採順序上ニハ都合ヨキモ今約三十年ヲ経ルトキハ熟期ニ達シ有價ノ材ヲ得ベキニヨリコレ等ハ皆第三施業期以後ニ編入シ他ノ雜木林ハ比較的的林齡ノ老イタルモノヨリ順次伐採スルコトトセリ而シテ今整理期四十年間ニコレヲ悉皆更新スル目的ナルヲ以テ第一施業期ニ於テハ其面積ノ四分ノ一ヲ伐採更新スベキ為メ主トシテ面積平分ニ重キヲ置キコレト同時ニ可成材積ヲ等シクセントシ云ハバ不完全ナル折衷法ヲ採レリコレ整理期間ナルヲ以テ特ニ面積ニ重キヲ置キタル所以ナリ杉ノ如キモ現今、第二、三、四、五、九、十ノ林班ニ散在シ殊ニ第五、第十林班ノ如キハ其混淆部合多ク成長可良ニシテ是等ノ林齡ハ往々熟期ニ達セルモノアルモ多クハ其未ダコレニ達セザルモノニシテ今後二、三十年ニシテ其熟期ニ達スルモノアレバコレ等ヲ參酌シ成ベク年齡ノ老イタルモノヨリ先トシ赤松ノ作業ト同ジク面積平分ヲ主トシテ線上線下ヲナシ各期ニ配當セリ而シテ施業期ニ編入シテ線上線下ノ前後ニ於ケル面積及材積次ノ如シ

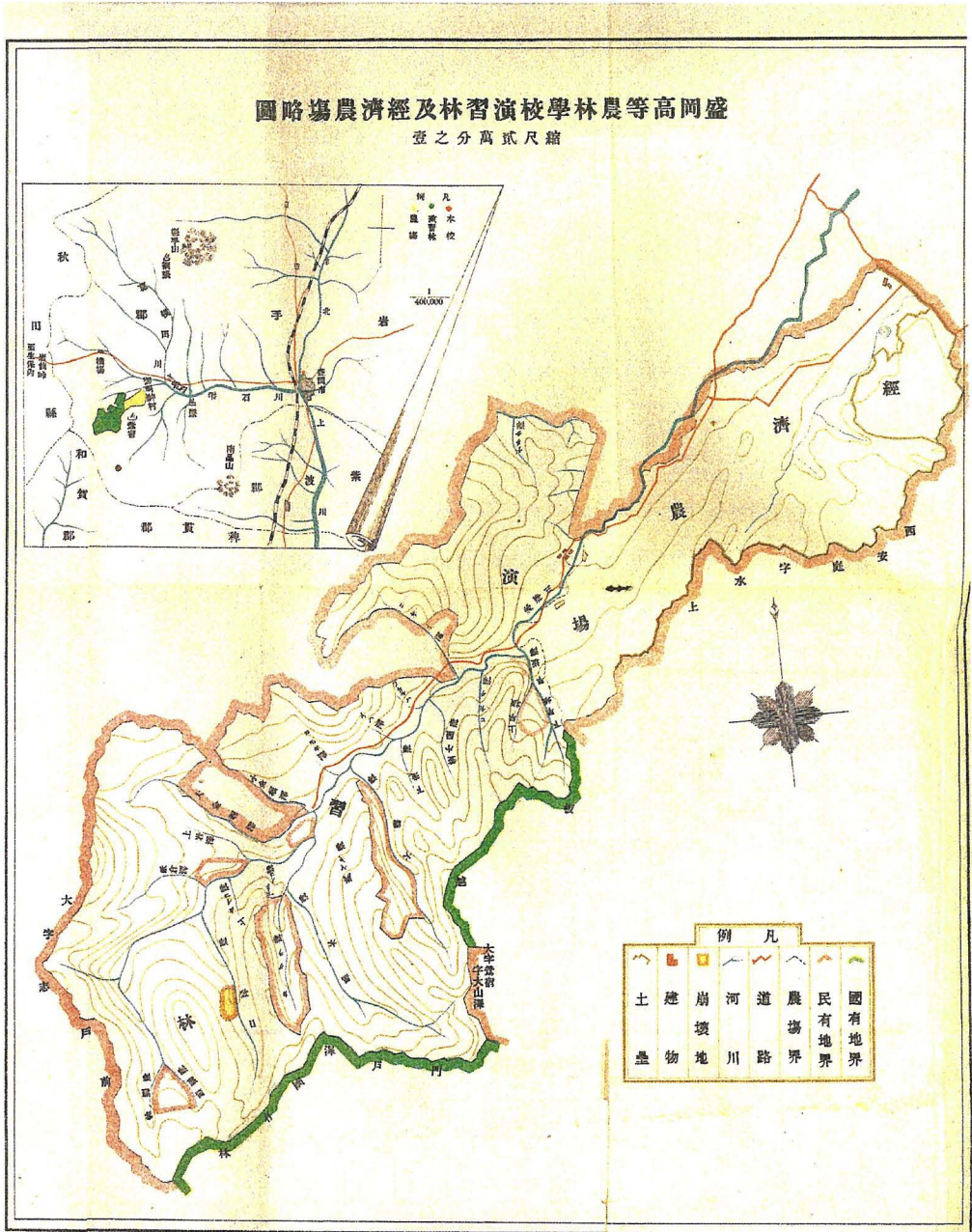
施業期	面積		材積	
	繰上繰下前	全後	全前	全後
赤松連年作業				
I	48.39	62.39	16292.74	20732.44
II	75.76	61.76	28763.75	21965.63
III以后	124.49			
杉連年作業林				
I	135.36	120.17	50658.77	46148.37
II	104.88	120.07	42567.53	43797.92
III以后	239.95			

第九章 結論

本事業区ハ以上記載セル如ク林相頗ル錯雑セル多数樹種ノ混淆林ニシテ良材ヲ生スルコト極メテ少シ加フルニ地勢概シテ高峻ナルヲ以テ之ガ経済的ノ経営ヲナサントスルハ困難ナリト雖然レトモ地味生長量ノ如キハ中位ニアルヲ以テ絶対的林地トシテ望無キノ地ニアラズ目下收利ヲ度外シ置ケ専永遠ノ收利ニ着眼シ林相ノ整理ヲ勉メ管理経営其宜シキヲ得バ幾十年ナラズシテ美林ヲ生スルヤ吾人ノ疑ハザル處ナリ亦運搬機関ノ如キモ未ダ何等ノ設備ナシト雖自然ノ地形ハ水陸兩路ヲ以テ運材ニ使用スルノ便無キニアラズ時勢ノ進歩ニ從ヒ諸種交通機関ノ修理又ハ新設セラル、ニ至ラバ各地ノ木材市場トノ連絡ヲ計ルハ又難キニアラザルベシ然シテ收利其實ヲ舉グルニ至ラバ一方ニハ演習林トシテ且學校経営上注目スベキモノアルベク他方ニハ一般世人ニ林業ノ模範ヲ示シ我東北地方ニ於ケル林業發展ノ一策タルヲ得ベシ殊ニ我演習林ノ如キハ四圍民林ニ接スルコト多キヲ以テ演習林ガ地方ノ模範林トシテ地元村民ニ林業ノ價值ヲ知ラシムベキ位地ニアルヲ以テ特ニ経営ニ注意スベキモノアルヲ信ズルナリ



圖一 「岩手縣岩手郡御明神村盛岡高等農林學校演習林施業按說明書」表紙



圖一 2 『岩手県岩手郡御明神村盛岡高等農林學校演習林施業按說明書』附屬地図